

令和7年第1回大多喜町議会定例会

12月会議会議録

令和7年 12月3日 開会

令和7年 12月4日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和七年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和7年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

第1号（12月3日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	10
一般質問	10
森 久 君	10
志 関 希久夫 君	22
渡 辺 八寿雄 君	32
加々美 昌 美 君	37
山 口 定 夫 君	48
久 保 初 江 君	60
散会の宣告	74

第2号（12月4日）

出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定による出席説明者	75
本会議に職務のため出席した者の職氏名	75
議事日程	76
開議の宣告	77
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	79

議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
休会について	113
散会の宣告	113
署名議員	115

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 1 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和7年12月3日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	本村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	渡邊陽二君	生活環境課長	磯野淳一君
会計室長	須藤明実君	教育課長	浅野健二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	佐藤さおり
書記	市原和男		

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

本日は、令和7年第1回議会定例会12月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和7年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきたいと思っております。

令和7年第1回議会定例会12月会議の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

議会定例会12月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様には、年末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承賜りたいと存じます。

初めに、51回目を迎えた町の一大イベントでございます大多喜お城まつりにつきましては、前夜祭はあいにくの悪天候のため中止となり、本祭も開催が心配されましたが、関係各位のおかげをもちまして何とか実施ができ、多くの方にご来場いただき、華やかなお祭りを繰り広げられることができました。どうか今後とも住んでよし、訪れてよしのまちづくりのため、町民の皆様をはじめ、議員の皆様、関係各位のなお一層のお力添えを賜りますよう、心からここにお願いを申し上げます。

さて、今回の定例会でございますが、本日は6名の方の一般質問が行われ、明日4日の会議事件は、指定管理者の指定、新規条例の制定が2件、条例の一部改正が1件、一部事務組

合の規約の変更の協議、第4次大多喜町総合計画の前期基本計画の議案、工事請負契約の変更、そして一般会計の補正予算を提出させていただいているところでございます。各議案ともに十分にご審議を賜り、可決くださいますよう心よりお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会9月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、10月31日、第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、2番森久君から報告をお願いします。

2番森久君。

○2番（森久君） それでは、夷隅環境衛生組合議会定例会についてご報告申し上げます。

令和7年第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が令和7年10月31日の金曜日、午前9時56分より約40分間にわたり、夷隅環境衛生組合の夷隅衛生センター車庫棟会議室にて開催されました。大多喜町議会からは、渡辺善男議長と私、森久が出席しました。

定例会では、管理者である太田洋いすみ市長の挨拶、議事日程報告、議案配付状況の照合が行われた後、日程に入りました。

日程の第1は会議録署名議員の指名、第2は会期を1日だけにすることでした。

ここから会議事件に入りました。

日程第3は議案第1号で、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでした。これはこのたび三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団の事業が県の企業局や夷隅郡市広域市町村圏事務組合などに統合され、それら3つの事業団が解散することになったこと、及び職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止することになったことに伴い、千葉県市町村総合事務組合規約の変更について議決を求められたものです。これについては、質問もなく、そのまま議決されました。

日程第4は議案第2号で、令和7年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第1号）でした。これは一般職員の退職、新規採用、支給条件の変更に伴う予算の補正で、若干の質疑応答の後に原案どおり議決されました。

日程第5は認定第1号で、令和6年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてでした。歳入総額が4億745万1,616円、歳出決算額が3億6,748万6,230円、差引残額が3,996万5,386円となり、そのまま翌年度繰越額となりました。事務局よりの説明の後、監査委員よりの監査報告があり、そのまま認定されました。

日程終了後に、事務局より、勝浦市のし尿・汚泥処理事務等の委託に関する経過報告がありました。現在、来年4月より、勝浦市のし尿・汚泥を夷隅環境衛生組合で受け入れることで話が進められております。しかし、受け入れるに当たって、運営経費と過去経費の負担について、いすみ市、大多喜町、御宿町の間で意見が一致しておりません。そこで、運営経費と過去経費の負担についてはさらに検討することとし、取りあえず来年、令和8年4月より1年間、勝浦市のし尿・汚泥を夷隅環境衛生組合で受け入れますが、汚泥処理委託料は勝浦市の令和6年度実績に基づき、単価8.8円とするとのことでもあります。なお、1市2町の汚泥処理委託料は単価6.2円とのこととございます。

今後についてですが、勝浦市は12月議会にて、し尿・汚泥事務等の委託に関する規約の制定に関する議案を上程し、夷隅環境衛生組合でも来年2月の議会において、し尿・汚泥事務等の委託に関する規約の制定に関する議案を上程する予定とのことです。

以上、10月31日に開催されました令和7年第2回夷隅環境衛生組合議会定例会についてご報告申し上げます。

なお、過日、1月7日の水曜日に令和8年第1回夷隅環境衛生組合議会臨時会が開催される旨、連絡がありました。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

次に、同日、10月31日に第2回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、11番加々美昌美君からの報告をお願いいたします。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） それでは、ご報告を申し上げます。

令和7年10月31日金曜日、午後2時より国保国吉病院令和7年第2回定例会が開催され、本町から渡邊泰宣議員、末吉議員、私と出席いたしました。

付議されました事件は、議案5件、報告1件でございます。

議案第1号 いすみ医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、近年の物価高騰を踏まえ、適正な費用を確保するため、近隣の公立病院の水準に個室

使用料を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。使用料の一部ですが、組合内の使用料が5,500円から6,900円、組合外は6,600円が8,300円に、こちらは階級Aでございます。階級Bは、組合内4,500円から5,600円に、組合外では5,400円から6,700円に、階級Cでは、組合内が4,000円から5,000円に、組合外は4,800円から6,000円にそれぞれ変更するものでございます。こちらは全員賛成で可決されました。

議案第2号 国保国吉病院組合職員の育児休業等に関する条例及び国保国吉病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する施行に伴い、多様な働き方を促進し、職員の仕事と生活の両立を支援するため所要の整備を行う必要があることから、関係する2つの条例の一部を改正するものでございます。

第1条、国保国吉病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、家庭事情に応じた柔軟な勤務形態を選択できるよう、現行の時間、1日につき2時間以内に加え、1年に10日相当の時間数内で1日当たりの上限時間に制限なく部分休業できるよう整備するものでございます。

第2条、国保国吉病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現に向け、妊娠・出産時等の職員への面談などを実施し、部分休業制度の出産時両立支援制度などの利用に関する意向確認等を組合に義務づけるため、所要の整備をするための条例を一部改正するものでございます。こちらは質疑応答なく、全員賛成で可決されております。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に係る協議について、全員賛成で可決されました。

議案第4号 令和7年度国保国吉病院組合病院事業会計補正予算でございます。

総則でございます。

第1条、令和7年度国保国吉病院組合病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業費用、37億3,006万円、補正予算△430万9,000円、計37億2,575万1,000円でございます。

第1項医業費用31億414万1,000円、補正予算額△83万4,000円、計31億330万7,000円でご

ございます。

介護老人保健施設費用 5 億 2,591 万 6,000 円でございます。補正予算額△347 万 5,000 円でございます。計 5 億 2,244 万 1,000 円でございます。

第 1 款資本的収入でございます。2 億 407 万 8,000 円、補正予算 300 万円、計 2 億 707 万 8,000 円、第 4 項寄附金ゼロ円、補正予算 300 万、計 300 万。

申し訳ございません。詳しい資料は議会事務局にご用意してございますので、後ほど確認のほどお願い申し上げます。

続きまして、令和 6 年度国保国吉病院組合病院事業会計決算の認定についてでございます。令和 6 年度国保国吉病院組合病院事業決算報告書でございます。

第 1 款病院事業収益 36 億 1,683 万 2,000 円、決算額 29 億 1,377 万 9,148 円。

支出、第 1 款病院事業費用 36 億 1,683 万 2,000 円、決算額 33 億 5,156 万 5,401 円。

資本的収入及び支出、収入でございます。

第 1 款資本的収入 2 億 388 万円でございます。決算額 2 億 198 万円でございます。

続きまして、報告事項でございます。

令和 6 年度国保国吉病院組合病院事業会計決算の資金不足比率についてでございます。

報告第 1 号 令和 6 年度国保国吉病院組合病院事業会計決算の資金不足比率の報告について、報告書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてでございます。内容は、令和 6 年度国保国吉病院組合病院事業会計決算の資金不足比率について、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見をつけて報告しようとするものでございます。令和 6 年度国保国吉病院組合病院事業会計決算では資金不足が生じておりませんので、資金不足比率はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

次に、11 月 7 日に第 2 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきまして、3 番渡辺八寿雄君から報告をお願いします。なお、報告は簡潔にお願いしたいと思います。

3 番渡辺八寿雄君。

○3 番（渡辺八寿雄君） 令和 7 年第 2 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が 11 月 7 日の金曜日、午前 10 時から千葉市内の会場において開催され、同議会議員である私が出席をいたしました。

まず初めに、第1回定例会、これは令和7年1月30日開催であります、その議会から今回の第2回定例会開催までに改選されました議員の紹介がなされました。全議員54名中、本町を含む23名の市町の議員に改選がありました。

今回の定例会においては、議長でありました船橋市選出の渡辺氏が10月27日に議長職を辞したことから、副議長である鋸南町の青木悦子氏が議長選出の議事まで進行いたしました。

議長選挙につきましては、市川市選出の大久保たかし氏が指名推選により議長に選出され、また議長選挙後、進行しておりました青木副議長から辞職願が提出され、これが許可されまして、副議長選挙を直ちに日程に追加し、新議長の下で副議長選挙が行われました。その結果、新副議長には、御宿町議会議長である滝口一浩氏が指名推選により選出されました。

この後、議案審議に入りましたけれども、今回付議されました案件は、専決処分の承認案件が3件、人事案件が1件、決算認定が2件、補正予算が2件、そして規約の変更に関する協議が1件のほか、一般質問に4名の議員が登壇をいたしました。

専決処分の承認案件につきましては、いずれの議案も広域連合職員に関わる案件であり、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正や給与条例の一部改正、それに育児休業条例の一部改正であります。法律の一部改正や人事院勧告等に基づく条例の改正であり、3議案とも承認されました。

次に、人事案件でございますが、この内容は広域連合監査委員の選任についてであります。千葉市から選出されておりました麻生議員の任期が満了となったことから、同市から新たに川合隆史氏が選任されました。

決算認定に係る議案につきましては、令和6年度広域連合一般会計決算認定と同特別会計決算認定の2本であります。

一般会計決算におきましては、歳入総額33億1,944万1,861円、歳出総額27億8,900万5,415円、歳入歳出差引額、これは実質収支額と同額でありますけれども、5億3,043万6,446円という内容であります。歳入の主な内容は市町村からの分担金や負担金で、歳入全体の8割近くを占め、広域連合の人件費や事務費に充てる共通経費負担金などがあります。

次に、特別会計決算においては、歳入総額7,984億8,330万19円、歳出総額7,879億7,244万3,249円、歳入歳出差引額、これも実質収支額と同額であります、105億1,085万6,770円という決算内容であります。

歳入の主な内容は、市町村が徴収した保険料負担金が847億6,620万2,232円、そして療養給付費負担金として597億2,978万8,373円、国庫支出金として1,834億6,033万6,979円、社会

保険診療報酬支払基金から3,137億3,403万3,000円などで、歳出の主な内容は、療養給付費として6,917億6,272万2,949円、高額療養費で508億9,666万1,291円、その他ヘルス事業、電算事務費などがあります。

両決算とも、賛成多数により認定されました。

次に、補正予算であります。まず一般会計補正予算では、予算の総額に2億5,560万4,000円を追加し、総額36億9,797万2,000円とするものであります。歳入においては前年度繰越金を充て、歳出では財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、特別会計補正予算では、予算の総額に87億1,777万9,000円を追加し、それぞれ8,255億5,297万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金で79億9,463万円、これは市町村からの療養給付費負担金として5億1,718万6,000円などで、また歳出におきましては、療養給付費負担金、国庫返還金などで55億6,867万2,000円、基金積立金として31億1,342万3,000円などがあります。

両会計の補正予算、全会一致で可決をされました。

次に、組合規約の変更に関する協議であります。組合に加盟しております三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、総合事務組合を組織する団体からの削除、そして共同事務の廃止等について協議が求められ、全会一致で可決されました。

この後、4名の議員から一般質問がなされましたが、その内容につきましては本席では割愛をさせていただきます。

なお、冒頭、広域連合長であります太田いすみ市長の挨拶の中で、本年2月21日に千葉県後期高齢者医療広域連合長に就任しましたが、この11月の定例会が最後の務めになる旨の挨拶がございました。任期は12月24日までであります。なお、新連合長は、12月18日に市町村長による選挙が行われまして、そこで新連合長が選任される予定となっております。

なお、議会定例会の議案につきましては議会事務局に備えてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（渡辺善男君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、9月26日、10月24日及び11月27日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本12月会議の審議期間は、本日から明日12月4日までとします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影、及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したのでご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 加々美 昌 美 君

1番 吉 野 一 男 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（渡辺善男君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 森 久 君

○議長（渡辺善男君） 初めに、2番森久君の一般質問を行います。

2番森久君。

○2番（森 久君） 2番森でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、3点について質問いたします。なお、お手元にお配りしてある原稿の本文を読んでまいりますが、本稿作成後にさらに修正すべきところが出てきましたので、その点の変更をお許しくくださるようお願い申し上げます。

私の本日の一般質問は、大多喜町立大多喜図書館天賞文庫について取り上げることにいたします。

大多喜図書館の事業は多彩で、その積極的姿勢は高く評価されるべきであります。その一端は、令和7年度子供の読書活動優秀実践図書館の文部科学大臣賞を受賞したことに表れています。本日は、この議場にご参集の皆様及び全ての大多喜町民に大多喜図書館をご注目いただきたいと願い、大多喜図書館を一般質問の対象とする次第です。

そもそも図書館は無料貸本屋ではありません。大多喜図書館は、大多喜の歴史及び文化の展開の一翼を担っていると私は考えております。

千葉県内には、県立3館、市町村立73館、私立2館、合計78館の公共図書館があります。その中の一つが大多喜図書館で、近隣に勝浦市立図書館と茂原市立図書館があります。なお、以下では、大多喜図書館を他と比較する場合にはA、大多喜図書館が属する人口区分別分類の自治体図書館の平均、B、勝浦図書館、C、茂原図書館を取り上げることにいたします。

3ページ中段でございます。

本日の第1の質問は、大多喜図書館は、図書館の事業についてどのように認識し、今後はどのような展開を図ろうとしているのかというお尋ねであります。

図書館サービスの種類には次のようなものがあります。読み上げは省略いたします。

4ページ上段にまいります。

大多喜図書館は、これらのうちの多くを実践しています。さらにこれら以外にも、大多喜図書館には、予算編成、決算、会議出席、資料原稿作成、外部からの統計データの問合せ、業者との連絡、寄贈本受入れなどの膨大な業務が存在することは容易に分かります。

大多喜図書館の事業は、予算書において1年間の計画が、決算書においてその実績が示されています。また、毎年決算書とともに主要施策の成果説明書が公表されています。

大多喜町令和6年度主要施策の成果説明書では、令和6年度の現計予算額、決算額、財源内訳を明らかにした上で、1、児童図書奨励費、2、冊子等作成業務委託料、3、パソコン借上料、4、図書館利用実績、開館日数、蔵書登録冊数、図書貸出冊数、図書貸出者数の詳細が示されています。

しかしながら、予算書、決算書、主要施策の成果説明書では会計数値は示されていますが、大多喜図書館の事業の詳細は分かりません。

行政評価結果報告書でも大多喜図書館は対象とされています。令和5年度分行政評価結果報告書では、1次評価として117事業、2次評価として25事業が対象とされています。117事業のうち、図書館関連では108番目に図書館管理運営事業、子どもの読書活動の推進、109番目に図書館管理運営事業、図書館の機能強化が取り上げられています。

行政評価結果報告書において、全ての事業について、目的妥当性に対する評価、有効性に対する評価、効率性に対する評価、公平性に対する評価、優先性に対する評価の5つの視点から5点評価されます。令和5年度分行政評価結果報告書では、子どもの読書活動の推進は、公平性のみが3点、他の4つの項目は4点で合計19点でした。また、図書館の機能強化は、

目的妥当性と有効性が4点、他の3つの項目は3点で合計17点でした。2つの事業ともに改革改善内容が示され、評価結果による今後の方針はいずれも事業継続となっています。

行政評価結果報告書でも大多喜図書館の事業の全体は分かりません。ところが、幸いなことに、千葉県公共図書館協会の「千葉県の図書館2024（令和6年度）」には、千葉県内91の図書館及び読書施設の令和6年度事業計画が示されており、そこで大多喜図書館の事業計画も明らかにされています。

それによりますと、91の図書館、読書施設全体で1,439の事業、単純に平均しますと1館で15事業を計画しています。大多喜図書館では、令和6年度は14もの事業が挙げられており、分館を持つような大規模図書館を含めての平均値が15事業であることを考えますと、大多喜図書館の意欲的・積極的姿勢は高く評価されるべきであります。

「千葉県の図書館2024（令和6年度）」においては、大多喜図書館の次のような事業が示されています。

6ページの上段にまいります。ここは読み上げさせていただきます。

ブックスタート事業、セカンドブック、おはなし会、小学校への読み聞かせ、保育園の読み聞かせ、小学生天賞文庫利用ランキング、親子で図書館利用ランキング、グループホーム読み聞かせ、図書館定期便、大人のための朗読会、職場体験学習生の受入れ、ボランティアの受入れ、マイシアター、読書おもいで帳。

また、大多喜図書館は、重要な広報活動として、毎月全戸に配布される「広報おおたき」において、本だな欄での新蔵書等の紹介をはじめ、各種の事業を紹介しています。

千葉県公共図書館協会「千葉県の図書館」と重複しますが、過去13か月間の「広報おおたき」674号から686号で取り上げられている事業を示すと次のとおりです。なお、継続的事业と単発的事业の区別は、あくまでも私、森が便宜的に分類したものです。読み上げは省略いたします。

6ページ下にまいります。

最後に、門外漢ながら、今後検討に値する事業を考えてみました。例えば、企画展示、図書紹介・書評、出張シアターはいかがでしょうか。

企画展示。例えば大多喜郷土史という観点から、10点前後の蔵書を選択し、簡単な解説を付して展示する。期間は4から6か月程度とする。できればパンフレットを作成する。場所は大多喜図書館に限定することはなく、例えばオリブのセンターコートや書店の一部をお借りしてもよいだろう。

図書紹介・書評。「広報おたき」に毎号0.5ページ程度を使い、分析を明らかにした上で図書2冊程度の内容を書評として紹介する。

出張シアター。各区の要望に応じて、区民館、青年館等でマイシアターと同じことを実施する。図書を映画化したものであれば望ましい。関連図書を50冊ほど持参して貸し出す。

とはいえ、適切と思われる事業があっても、現状の人員体制ではおのずからできることも限られ、従来の事業をそのまま継続しては新規の事業に取り組めないかもしれません。その場合には従来の事業と新規事業を比較考慮することになり、その結果、一部事業の廃止が必要になるかもしれません。

以上を踏まえて、本日の第1の質問です。

大多喜図書館は、図書館の事業の現状についてどのように認識し、今後はどのような展開を図ろうとしているのでしょうか。簡潔にご御説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） ご質問につきまして、生涯学習課からお答えさせていただきます。

大多喜図書館天賞文庫は地域の身近な社会教育施設であり、子供から高齢者まで幅広い層の利用者へ読書活動の支援及び資料や情報を提供する拠点として考えております。

活動の現状については、乳幼児相談時に絵本を手渡し、親子の絆を深めるためのブックスタートをはじめ、3歳になる子供の成長に合わせた絵本を提供するセカンドブック、子供から子供へ読み聞かせを行うよみきかせっこ、読み聞かせボランティアの協力によるおはなし会と大人のための朗読会の実施、個人所有の読まなくなった本をお互いに交換し、地域住民が交流する機会を設けるマイブック交換会、町内出身の著者による著者講演会の開催など、利用者の年代を問わず様々な活動を行っております。

また、図書館内においてサウンドシステムに対応した視聴覚設備を設置し、貸出DVDを映画館のような臨場感で視聴できるマイシアター、図書館に来館しなくても図書が返却できるようオリブブックランド内に返却ボックスを設置するなど、利用サービスの向上に努めました。

このような取組が評価され、今年4月に子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣賞の受賞に至ったことと認識しております。

なお、今後の図書館の運営については、本と人、人と人が出会い、地域住民の交流をより一層深める場所として、新規利用者の増加を図ることが重要であります。そのために必要

な事業や活動を模索し、新たに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 2番森久君。

○2番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第2の質問に入ります。第2の質問は、大多喜図書館は資料収集方針の策定と公表についてどのように考えているのかというお尋ねであります。

大多喜図書館は小規模図書館です。しかし、8万人の市立の図書館を単純に10分の1に縮小したものであってはならないと思います。一方では、文芸書を中心とした町民の一般的希望に応えるとともに、他方で他の図書館にはあまり見られない個性的な蔵書あるいは資料を有し、図書館の世界において欠くことのできない存在でもあるべきです。私は、それにより日本の全ての図書館が全体として使命を十分に果たし、日本の歴史と文化の一翼をしっかりと担うことになるかと確信しております。

それでは、どのような資料を収集すべきなのでしょう。その方針を示したものが資料収集方針です。なぜ資料収集方針が必要かといえば、目標の蔵書を構成するためには職員全員による継続的な努力が必要となるのであり、そのためには収集方針を成文化しておき、蔵書構成についての基本的な考え方を職員共有のものにしておかなければならないからであります。

今、8ページの上から3行目です。

また、資料収集方針は町民にとっても重要な関心事であります。町民側からしますと、資料収集方針によりどのようなサービスを受けられるのかを知ることができるからであり、したがって資料収集方針は公開されなければならないと思います。

資料収集方針の存在について調査した研究があります。木下朋美によれば、関東地方のX県、多分群馬県だと思えます。X県内にある県立・市町村立図書館を調査したところ、明文化されているか否かにかかわらず、選択基準または収集方針を持っている図書館は29館、選択基準または収集方針を持っていない図書館は7館であったとのこと。また、その他の回答として、現在収集方針を作成中と回答した図書館が1館存在したとのこと。なお、選択基準または収集方針を持っている図書館29館のうち対外的に公表している図書館は一館だけで、明文化されていない図書館が10館もあったとのこと。大多喜図書館には、資料収集方針の策定と公表に向けて努力していただきたいと思えます。

資料収集方針の一例として、注6において、千葉市図書館資料収集方針の一部をご紹介します。

ておきます。私は、ここで地域資料、行政資料、視聴覚資料が挙げられていることに注目しておきたいと思います。

9ページの中段にまいります。

以上、大多喜図書館は、町民の要望に応えるとともに個性的蔵書を持つべきであるという理念的観点から、資料収集方針の策定、公表の必要性について申し上げました。ところが、実は理念的観点からだけではなく、資料費予算、購入冊数、蔵書冊数という実際の観点、言葉を変えて言うと実際上どうしてもそうせざるを得ないという観点から考えても、資料収集方針なくしては蔵書、資料を厳選してその充実を図ることができないのであり、次にこの点を明らかにいたします。

表1は、大多喜図書館、勝浦図書館、茂原図書館及び大多喜町と同規模の自治体の図書館について、人口1,000人当たり資料費予算を過去10年間にわたって示したものです。これを見ますと、大多喜図書館の資料費予算は、近年、勝浦図書館、茂原図書館の半分程度であり、同規模自治体図書館平均の6分の1程度にしかすぎません。

10ページの下にまいります。

過去10年間の人口1,000人当たり購入冊数を示したのが表2です。資料費予算が少なれば、当然購入冊数は少なくなります。表1の資料費予算ほどの差は感じられませんが、それにしても表2の人口1,000人当たり購入冊数は、勝浦図書館、茂原図書館よりも明らかに少なく、同規模自治体図書館平均の4分の1ほどであります。

大多喜図書館は、購入以外に寄贈図書を受け入れ、そして廃棄をしていきます。図書館を魅力的にするためには、積極的にそうした更新をしていかなければなりません。それらの結果が蔵書となります。

11ページの中段でございます。

表3は、人口1,000人当たり蔵書冊数の過去10年間の推移を示しています。これを見ますと、大多喜図書館は勝浦図書館、茂原図書館に比べて多く、望ましいと言えます。とはいえ、同規模自治体図書館平均の3分の2程度です。

12ページの中段にまいります。

以上、3つの表をご覧に入れましたが、これらの表から次のようなことが言えます。すなわち資料費予算は極めて少なく、その結果購入冊数も少ない。人口1,000人当たり蔵書冊数は勝浦図書館、茂原図書館より多いとはいえ、同規模自治体図書館の平均と比べて著しく少ないということでもあります。そして、ここからも資料収集方針の必要性が明らかになるので

あります。

私は、資料費予算、購入冊数、蔵書冊数という実際の観点から考えて、個性的な蔵書構成にするためには、短期的には資料収集方針を明確にして、購入図書、資料を厳選し、蔵書冊数を増やす努力をしていくべきであると考えます。そして、中長期的には資料費予算を大幅に増額し、図書館床面積の拡大のために予備書庫、保存書庫として旧小学校や空き教室の活用を検討し、蔵書冊数の増大に対応すべきであると思います。

それでは、どのような資料を積極的に収集したらよいのでしょうか。町民の要望が多いと思われる一般文芸書の充実を大前提として、ここで3つの事項、すなわち郷土資料、行政資料、視聴覚資料を試案としてお示ししたいと思います。

図書館法第3条では、前文で、土地の事情に沿いと述べられています。この土地の事情とは、歴史的、地理的なものをはじめ、政治、経済、産業、自然や芸術文学といった網羅的な地域の事情や特性を指しています。

そして、収集に留意すべきものの最初に挙げられているのが郷土資料であります。私は、郷土資料と呼ぶべき貴重な文書、資料などが旧家の物置、土蔵、寺院、神社、青年館、区民館などにまだまだ埋もれたままになっていると推測しております。

しかし、そうした資料も家の建て替え、資料を大切にしてきた人物の死を直接動機として散逸してしまいます。どのような旧家であっても、家が近代的なり、なりわいや生活様式が変われば、家の来歴を示す古文書の存在は家人の生活の中で必然的な地位を失っていくのであります。

そうした資料軽視が続くならば、貴重な資料はいずれなくなってしまいます。過去の人々から受け継いだ歴史・文化を将来の人々に継承するために、現在の我々にとって郷土資料の発掘・保存は果たすべき責務であります。

あるお宅には、ご当主のおじい様の膨大な日記が残されています。約100年前、大正から昭和にかけて、ご家族、地区、町のことなどが詳しく書かれているとのこと。また、明治神宮の杜をつくるために、大正4年、1915年に募集された全国10万本に迫る献木の案内までお持ちとのこと。ご当主様は、睦沢町のような歴史民俗資料館が大多喜町にあれば寄贈できるのだがともおっしゃってくださっています。

また、別のお宅には、平成12年度から平成21年度にかけて行われた街なみ整備事業に関する資料が幾つもの段ボールに入れられ、保管されています。平成5年度の大多喜町街なみ整備基本構想策定事業報告書や平成8年度の房総の城下町大多喜、街並み整備計画書をはじめ、

町史執筆には欠かせない貴重な資料群と言えます。

今、私は自分の知り得た範囲のうち、2つだけご紹介しました。皆様ご存じのように、大多喜には旧家がたくさんあり、大きなお屋敷が幾つも残っています。寺院、神社、青年館、区民館等にまで範囲を広げれば、そこはもう郷土資料の宝庫であると思います。大多喜図書館は、資料が散逸してしまう前に、多くのお宅、寺院、神社、青年館、区民館などに存在している資料を一括保存すべきであります。それは歴史の流れの中で今日を生きる我々の世代の責務であります。整理をしている時間的余裕はありません。整理は次世代に委ねることにし、保管環境が整っているところに取りあえず一括保存してはいかがでしょうか。私としましては、大多喜図書館の今後の活躍に期待するばかりでございます。

図書館法第3条で、図書館が収集に留意すべきものの2番目に挙げられているのが地方行政資料です。総務省が平成30年に行った調査では、公文書管理の制度はほとんどの自治体にあります。条例になっているところは市町村では0.7パーセントと極めて少ないとのこと。そして、こうした状況では、公文書をどのように保管し、どれを廃棄するのか、永久保存のものはどれかなどが曖昧になる可能性があるものであり、市町村の場合は公文書の管理サイクルの最終段階で行う保存期間終了後の永久保存文書への移管制度がうまくつくられていないとのことでもあります。

私は、大多喜町の行政資料を図書館が収集すべきであると考えています。ただし、地方行政資料を積極的に収集している市町村立図書館は多くなく、平成28年の全国調査で納本に関する規定、条例、規則、要綱等を調べたところ、市町村立図書館では規定がないとするところが94.9パーセントであったとのこと。大多喜図書館の先駆性が期待されています。

最後に挙げるのが、図書館法第3条でも部分的に触れられている視聴覚資料です。大多喜図書館は、写真、地図などの紙媒体のみならず、映像データ、音声データも視野に入れて収集すべきであると思います。

ただ、本日は、特に大多喜の言葉の記録を取り上げることにいたします。町民の中には、大多喜の言葉の単語帳を作成している方もいらっしゃいます。大変貴重な作業で、公的支援をしてもよいと思います。そして、私は、さらに加えて、音声データとしての大多喜の言葉を保存すべきであると考えております。

伝統的に大多喜で話されていた言葉が急速に話されなくなってきました。私が今から13年前、18歳で大多喜を出て45年ぶりに戻ってきたときに、不思議な違和感を感じた記憶があります。ご近所の比較的若い女性に伺ったら、今はそうした大多喜の言葉は50代、60代以上

の方しか話さないと言われました。大多喜の言葉はもう消滅してしまうのでしょうか。私も親しい友人以外とはあまり使いませんので、消滅は避け難いのかもかもしれません。注の注、ぜひご覧いただければと思います。

ですが、そうであるのならば、言語として記録しておくことは必要であると思います。将来の例えば100年後、200年後の言語学者が大多喜の言葉を分析して、夷隅地域の現在の文化を歴史の中で評価してくれるかもしれません。

幼少時の個人の経験ですが、安房の旧大山村に遠縁がおり、そこで話されている言葉が明らかに大多喜と異なり、みやびな印象を受けたことを思い出します。京からの文化が房総半島では南から伝わってきたことによるのかもかもしれません。

いずれにせよ、歴史的、文化的に価値あるものを記録・保存しておくことは重要であります。ここにも図書館の一つの重要な役割があると思います。

保存の方法ですが、いわゆる標準語や片仮名語を禁止して、高齢の男性同士、女性同士で自由に話していただき、それを録音してはいかがでしょうか。選挙カーで町内を回ったときに、私の母、旧中川村引田出身です。と同年齢の女性とお話ししましたが、明らかに大多喜の言葉であるにもかかわらず、とてもきれいで上品な言葉遣いに驚きました。

さらに、ここにいる男性議員は全員が大多喜生まれ、大多喜育ちであり、さらに野村賢一前議員、吉野僖一前議員、根本年生前議員を交え、これら12名にお酒をできれば大量に飲ませた上で、大多喜の言葉以外は禁止、テーマは何でも可という条件で昔のことを自由に語り合い、時にはテーマを決めて論じ合い、それを録音してはいかがでしょうか。100年後、200年後にはとても貴重な言語学的資料となるはずです。

なお、私のことを申し上げるならば、中学生のときに総元地区出身の先輩から、「にっしゃよう、そっちはおいねっぺや」と言われたことがあります。高校の先生からは、「にし」は主から来ているのではと教わり、言葉の不思議さを感じました。

昨晚ですけれども、試みに国語辞典を引いてみましたら、「にし」がありました。主の転語で、人の敬称であるということでした。何と大多喜では古語が生きて使われていたのであります。

また、私は、幼児のときには女の子とばかり遊んでいましたので、自分のことを「あて」と言っていたことを思い出します。オリブで、「あてはよう」などと聞くとほっとした気持ちにさせられます。年配の方々から大多喜の言葉を聞くにつけ、大多喜の言葉を大切に記録しておかなければと思う次第です。

以上を踏まえて、本日の第2の質問です。

大多喜図書館は、資料収集方針の策定と公表についてどのように考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 現在、大多喜図書館において資料収集方針は策定しておりませんが、利用者や町民の要望及び地域の実情に合わせ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる図書館資料を収集するよう努めています。

また、今年度から実施している資料収集の取組としまして、大多喜町企業連絡協議会からの寄附金で購入した図書とともに企業連絡協議会紹介コーナーを図書館内に設置し、地域経済を支える企業情報が掲載された資料を提供しております。

なお、公立図書館の重要な役割である郷土資料や地方行政資料、視聴覚資料などの収集についても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 2番森久君。

○2番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから本日の第3の質問に入ります。第3の質問は、大多喜図書館は、職員の研修の必要性についてどのように考えているのかというお尋ねであります。

私は、大多喜図書館が歴史と文化の展開の一翼を担うためには、時代の進展とともに大多喜図書館も進化しなければならず、それに対応して図書館職員の継続的な資質向上も不可欠であると考えております。研修は図書館職員の資質向上をもたらします。そして、いずれ大多喜図書館のさらなる進化をもたらすことは確かであります。そうした観点から、本日は、第3の質問として、図書館職員の研修を取り上げることにいたします。

まず、大多喜図書館の職員についてのデータを見てみることにいたします。表4は専任職員1人当たりの人口の推移を示したものです。

17ページの下の方にまいります。

専任職員1人当たり人口は、原則として少ないほうが望ましいでしょう。表4を見ますと、2024年の同規模自治体の図書館は5,700人であるのに対して、大多喜図書館は4,200人と少なく、この傾向は一貫しています。ただ、一見望ましいように見えますが、単に人口が少ないことの反映であるとも言えます。

18ページにまいります。

それでは、職員数はどうなっているのでしょうか。職員数の推移を示したものが表5です。18ページの一番下にまいります。

表5を見ますと、2015年は司書資格保持者を含め専任職員が3名いましたが、翌年はその司書資格保持者が異動または退職し、その代わりに一般の職員が配置されました。2017年には専任職員が2名に減ると同時に、その代わりに非常勤職員が採用されています。そして、2018年以降は、専任2名、兼任1名、非常勤一、二名という体制が続いてきています。

なお、専任職員の減少という傾向は、同規模自治体の図書館でも同様です。2023年、2024年の専任職員1.6人という数値は、ほぼ2館に1館が専任1人で運営していることを意味しており、全国規模で厳しい状況にあると言えます。

こうした状況で時代の進展に対応して大多喜図書館が進化していくためには、個々の職員の資質向上が不可欠であります。そのために、本日私の訴えたいのが研修の充実です。

図書館職員の研修は、千葉県公共図書館協会、千葉県立図書館、国立国会図書館、公益社団法人日本図書館協会で行われています。

大多喜図書館も加盟している千葉県公共図書館協会の令和7年度第68回総会では、第3号議案として令和7年度事業計画が上程されています。それによりますと、令和7年度は公共図書館職員研修会、郷土行政資料に関するスキルアップ研修会など7種類の研修事業が計画されています。大多喜図書館にとって最も身近なこの協会の研修には関心を払うべきであると思われまます。

千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館は県内図書館の中核としての役割を担っており、図書館職員の研修センターとして市町村立図書館等職員の資質向上のための各種研修会を実施しています。令和7年度は、3館共催での公共図書館新任職員研修会以外に、3館それぞれに公共図書館中堅職員研修会、児童サービス研修会、地域行政資料研修会など12種類もの研修会が開催されています。

全国レベルの研修には、まず国立国会図書館によるものがあります。講師派遣型研修、集合研修、遠隔研修（研修動画）、図書館情報学実習の4種類が開催されています。そして、令和7年度集合研修では、レファレンスサービス研修、資料保存研修、児童文学連続講座など10種類の研修が行われています。

公益社団法人日本図書館協会でも各種の研修を行っています。中堅職員ステップアップ研修（1）・（2）、児童図書館員養成専門講座、障害者サービス担当職員養成講座、図書館基礎講座、図書館建築研修会、その他の研究集会、研修セミナーがあります。

20ページにまいります。

日本図書館協会の館地区別研修の一つが全国公共図書館研究集会で、令和7年度研究集会は、サービス部門、総合・経営部門が12月1日から2日にかけて、「図書館と書店の共存・共栄」を研究主題として静岡市において開催され、児童・青少年部門はオンデマンド配信にて行われました。また、令和6年度はサービス部門、総合・経営部門だけ開催され、高知市にて、「地域と協働し地域の学びを育む図書館」を研究主題として昨年11月11日に行われました。

さらに、1年に1度、全国図書館大会が開催されます。今年は10月30日から31日にかけて、「図書館が 彩る未来 伊予路から」をテーマとして、愛媛県松山市で第111回全国図書館大会が開催されました。

同大会では、12の分科会のうち、第1分科会が公共図書館、第3分科会が児童・青少年の読書活動支援でした。子供の読書活動優秀実践図書館で文部科学大臣賞を受賞するほどの大多喜図書館であれば、そうした場で全国に向けてその事業を報告して図書館界に寄与すべきであり、また同様の事業を施行している図書館とも有益な意見交換をすることが可能です。

外部での研修は必ずしも即時的な効果が得られるわけではありませんが、個々の図書館職員の資質向上をもたらし、いずれ大多喜図書館のさらなる進化をもたらすことは確かです。私が本日、図書館職員の研修を取り上げたゆえんであります。

以上を踏まえて、本日の第3の質問です。

大多喜図書館は、職員の研修の必要についてどのように考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 図書館職員は、図書の貸出サービスだけでなく、利用者の質問や調べ物に対して適切な資料や情報を提供するレファレンスサービス、利用者の興味や目的に応じた図書の紹介、相談に応じる読書案内などがあります。これらのサービスを充実させるには職員の資質・能力の向上が求められます。そのため、昨年度は千葉県立中央図書館や千葉県公共図書館協会が主催する研修に年間4回の参加をいたしました。今後も図書館職員に必要な知識や経験を習得するため、研修には積極的に参加するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 2番森久君。

○2番（森 久君） ご説明ありがとうございました。本日は、大多喜図書館は大多喜の歴史及び文化の展開の一翼を担っているという考えから一般質問を行いました。大多喜にとって大多喜町立大多喜図書館天賞文庫は重要な存在です。また、現在の大多喜図書館はそれにふさわしい活動をしています。

本日は、大多喜図書館に高い評価を与えることにより、この議場にご参集の皆様及び全ての大多喜町民にご注目いただきたいと願い、質問という形で訴えてまいりました。本日の私の質問が、そうした方向に向けて何がしかの貢献ができるのであれば誠に幸いです。

これにて私の一般質問を終えることにいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で森久君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時25分から会議を再開します。

(午前11時15分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

◇ 志 関 希 久 夫 君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、5番志関希久夫君の一般質問を行います。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 5番志関希久夫です。本会議におきまして、一般質問をさせていただく機会をいただきまして大変感謝を申し上げます。

私からは3項目について質問させていただきます。

まず1項目めは、大多喜町の人口減少対策について質問をさせていただきます。

全国的な人口の減少、少子高齢化が進行する中で、大多喜町ではその進行が顕著となっております。人口減少対策は大多喜町の最重点課題であり、喫緊の課題です。

本年度に最終年を迎える大多喜町第3次総合計画では、令和7年度末における人口目標を8,500人とし、第3次総合計画、前期・後期基本計画ともに定住促進プロジェクトを重点の一つとして、結婚・出産・子育て、教育、移住促進及び住宅供給の支援を掲げ、人口の減少を食い止めるため多くの施策に取り組まれていると認識をしております。しかしながら、本

年の10月1日現在の大多喜町の人口は7,836名となっております。

配付をさせていただきました資料をご覧くださいと思います。

これは大多喜町総合計画や大多喜町人口ビジョンの参考として使用されておりました国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研と言われておりますけれども、そこが公表した各年の市町村別に見た推計から大多喜町を抜粋しまして、大多喜町の人口と比較したものです。公表は国勢調査を基にされておりますので、5年ごととなっております。

図の中で1表、2表、3表とありますけれども、まず1の表は2010年、15年、20年に推計を公表されたものでございます。

そして、第2表、こちらについては、それぞれの公表された推計値からの差を表したものです。2010年に出されたものが2015年では大分大きく下方修正をされているという、前回との差、このマイナスの数字がそうなんですけれども、大きく下方修正をされております。2020年についてはあまり大きくはないんですけれども、そこに対しましてそれぞれの年の大多喜町の人口というものをここに記載をさせていただきました。

1枚めくっていただきますと、第2表の部分についてグラフ化したものがございます。ここで大多喜町の人口を赤い線で示しております。そして、直近の社人研の公表値ですと2020年のものが上へ灰色の線で表されております。実際、この国立の研究機関が推計をした数値よりも大多喜町の人口減少というのがより進んでいるということになります。また、2年から7年にかけてはその下降の線がより深くなってきていると、より進んでいるという状況であると思います。

そこで、平成27年に策定されました大多喜町人口ビジョンでは、参考とした国立社会保障・人口問題研究所、令和7年の推計値が8,000人を超えておりました。その推計を上回る進度で人口の減少が進んでいるのが大多喜町の現状です。

そこで伺います。この間、大多喜町第3次総合計画で取り組んできた施策に大多喜町独自の施策はあったのでしょうか、伺います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、志関議員のご質問に企画課からお答えさせていただきます。

議員さん資料として提供していただいたように、公的機関が定期的に公表する人口推計、こちらはその都度人口減少、少子高齢化に対する予測が厳しさを増す状況となっております。本町の人口減少について過去3年の状況を見ますと、転入・転出による社会増減では年間

で20人から30人程度の転出超過となっておりますが、出生・死亡による自然増減を見ますと、過去3年でいずれも年間160人程度亡くなる方のほうが多く、この自然減が人口減少に大きく影響していることが分かります。この自然減は、出生率の改善が見られたとしても、65歳以上の人口割合、いわゆる高齢化率が40パーセントを超え、高い状況が続く中で亡くなる方のほうが多く、必然的に人口が減るといった構図となっており、この状況は長期的に続く見通しとなっております。

このような状況の中、第3次総合計画においては、定住促進、にぎわいづくり、高齢者対策といった重点プロジェクトを設定し、取り組んでまいりました。

この中で町独自の施策ということですが、独自性を踏まえた特色のある取組としまして、子育て施策では地域通貨による入学祝い金、高校生までの医療費助成、英語教育や自然環境保育など特色ある保育の充実、子育てタクシーや子育ての困り事を支援するファミリーサポートセンターの開設、またお城の森公園の整備など、教育施策では、情報化社会に対応したICT教育やエアコン設置など教育環境の整備、学校給食費の無償化や地元大学と連携した英語教育に取り組みました。また、学校誘致では、三育学院大学附属中学校が旧西中学校を活用し令和2年度に開校、令和5年度からは高校生の年代を加えた中等教育学校が開校し、また企業誘致ではグランブーケ大多喜など、新たな雇用の創出に取り組みました。高齢者福祉では、外出支援サービスやボランティアとの協働による健康づくり教室など健康寿命の延伸への取組、住宅施策では、町での宅地分譲や住宅建設及び宅地取得補助のほか、空き家を活用した住宅及び企業支援などに取り組みました。そのほか、都市部へのシティープロモーションや動画コンテスト、ロケーションサービスなど、町の魅力発信にも取り組んでまいりました。

第3次総合計画においては、自然減、社会減の両面に対し、若者や子育て世代から高齢者まで、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりに取り組んでまいりました。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 大変丁寧な詳しい内容をご回答いただきましてありがとうございます。いずれにしろ、子供たち、子育て、そしてその教育、やはり将来の大多喜町を担ってもらえる子供たちを増やしていくということが最重点課題なのかなと考えております。

続きまして、現在8年度から取り組む大多喜町第4次総合計画及び大多喜町人口ビジョン、第3期総合戦略の策定が進められておりますけれども、全国的な人口の減少、少子高齢化が

進行している中、近隣市町村はもとより、全国の市町村で人口減少対策に取り組んでいる中です。大多喜町より手厚い対策を講じている市町村もあり、前総合計画と同様の施策では人口の減少の進捗はより進むと考えております。他の市町村と同じ施策では消極的とも受け取れるわけでございます。

今の説明の中でもありましたけれども、大多喜町独自のものというものをかなり多く取り組んでおられるということは十分分かりました。しかしながら、大多喜町の人口減少対策が頭1つ、2つ、近隣の市町村に比べて抜けていないと、やはりそこに注目をされないであろうと思っております。

予算面、当然事業を展開する上では予算が必要になってくるわけでございますけれども、令和6年度の決算では多くの不用となった繰り越された予算もございました。こういったものをぜひとも人口減少対策に活用すべきと考えております。

繰り越された予算の中には、繰越明許で事業継続ということで大変多い金額が繰り越されているというのは承知をしておりますけれども、やはり事業を実行した上での執行残というものがその中にも当然あるわけでありますから、そういった予算面を次年度予算に振り分ける、そこで人口減少の対策の施策に振り分けるということも可能ではないかと思っております。

そこで伺います。大多喜町第4次総合計画において、新たに取り組む人口減少対策及び大多喜町独自の施策は計画をされているのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、企画課のほうからお答えさせていただきます。

人口減少対策は、出生・死亡による自然増減に対し、結婚、子ども・子育て支援施策、さらに地域包括支援を軸とした高齢者施策への取組など、また転入出による社会増減に対しては、移住施策を推進しながらも住んでいる町民の満足度や幸福度の維持向上を図ることが転入促進、転出抑制に結びつくことから、産業、経済、生活基盤、生活環境、教育や健康福祉などあらゆる施策が該当するものと考えております。

第4次総合計画では、「みんなでつくる持続可能な住みやすいまち 大多喜」を将来像に掲げ、人口減少、少子高齢化に対し、移住・定住、こどもまんなか、健康長寿の3つのプロジェクトが相互に連携することで出生率の改善、転入促進、転出抑制に効果的に取り組んでいくこととしております。

ご質問の新たな人口減少対策では、今の計画で取り組んできました効果的な施策を継続・

発展させながら、おおたきっこ子育て応援で宣言した子供や子育てをみんなで支える町を目指していきます。

さらに、町外の子育て世帯に対し、町内に滞在いただきながら自然環境保育など、本町の特性を生かした保育活動を体験いただき、本町の暮らしや魅力発信にも取り組んでまいります。

また、移住促進の取組強化のため、様々な主体と連携した協議会を組織し、移住体験や移住・定住ネットワークの構築、情報発信を拡充する取組のほか、住宅宅地施策では住宅需要を踏まえながら官民がそれぞれの役割を担い、連携した形で住環境の整備を進めていくこととしております。

次に、独自性のある特色ある取組としまして、人口減少や多様な行政課題に対し、広域連携による取組も進んでおります。一般廃棄物処理などのほか、広域連携による地域の魅力向上や地域活性化への動きとして、千葉県、市原市、木更津市との連携による房総国際芸術祭アート×ミックスの開催や、中房総の活性化を目的に、千葉県、市原市、地元関係者等と連携し、養老溪谷の魅力向上への取組を進めております。

また、特産品開発では、ローゼルなどの生産や加工が順調に推移する中、今後食用に限らず、多用途な流通の可能性を広げながら安定供給と販路の拡大を目指すほか、森林活用では未利用となっている森林資源の地産地消など、循環型の持続可能なまちづくりを目指し取り組むこととしております。

さらに、若い世代を中心に展開していきますアーバンスポーツの振興を通して、町内の回遊性につなげながら町全体のにぎわいづくりへの波及効果を目指していきます。

今後も将来人口の見通しを踏まえ、人口減少、少子高齢化に対して一体的に施策を推進しながら、行政だけでなく町民や事業者等、皆様と協働し、住んでよし、訪れてよしのまちづくりの実現に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 重ねて大変丁寧なご説明、ご回答いただきましてありがとうございます。今後、8年度の第4次の総合計画の中でより進めていくんだという回答であったかなと受け止めます。

また、最後に広域化というようなところでご回答ありましたけれども、少し話ずれてしまいますけれども、教育という面ですね。例えば今、中学校の部活の民間への移行というのが

進められているところです。そういった中で、人口減少、少子という中では、やはり中学生も大変数が少なく、取り組むべき部活の内容というものが限られてしまっているなど見ております。ぜひとも広域化でそういった取組ができないのかなと考えているんですけれども、例えば夷隅郡市の中でそういったものを一体となつて進めていけばより効率的に、また選択肢も子供たちに増えていくんじゃないのかなということも感じております。

また、今回の一般質問、事前に提出した内容ではございませんので、また改めさせていただきたいと思っておりますけれども、そういったことも考えられるのではないのかな。そこに対して町からの支援、当然民間移行にした場合についてはその指導される方、何らかの形で報酬というものが発生をするのではないかなと思っておりますし、そういった環境を整えるというところでもやはり費用がかかってくるだろうと。ぜひともそういった形で進めていただきたいなとは思っております。

この質問、最後になりますけれども、町長には1つ要望させていただきたいと思っておりますけれども、今の説明にありました第4次総合計画、前期の基本計画がこの議会の中で議案として出されております。それが決まりましたら、実施計画ということで向こう3年間の具体的な施策を計画されると思っておりますけれども、その中で今行っている施策、大変多くの施策ございましたけれども、そういったものがより拡充されて、より充実されて取組ができれば、こういった大多喜町の人口対策について、また進展があるのではないのかなと考えています。ぜひともそういったところに取組をお願いをしたい、これは私からの要望でございます。

続きまして、2項目めでございますけれども、公の施設の民間委託について質問させていただきます。

大多喜町の公の施設の幾つかは、平成16年6月15日に制定された大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公募により指定管理者を指定して協定を結び、運営をされております。指定に当たっては、関係者や利用者に広く呼びかけ、町民説明会、広聴会等を開催して指定の目的や経緯、そういったものを説明して町民との意見交換を行っていると考えておりますけれども、そこで伺いたいんですが、説明会等に参加できなかった町民、希望されても参加できなかったよというような方もいらっしゃるかもしれませんし、また指定をされて以降、そういった方々の問合せがあった場合、どのような対応をされているのか伺いたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、ただいまの志関議員のご質問に財政課のほうからお答

えさせていただきます。

初めに、本町の指定管理者制度について説明させていただきます。

本制度は平成15年の地方自治法改正により導入された制度で、本町が設置する公の施設の管理運営を民間事業者やNPO法人などの法人、その他の団体に包括的に代行させることができるよう定めたものでございます。

多様化する住民ニーズへの対応、住民サービスの向上、施設の効率的な運営、コスト削減には民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であることから、平成16年6月会議において条例を制定後、現在では都市交流センター、町営駐車場、体育施設、養老溪谷観光センター、商家保存資料館、もみの郷会所交流体験施設の6施設でおおむね3年から5年の期間を指定して運営を委ねているところでございます。

各施設へ指定管理者の候補者を選定した経緯はそれぞれ違ってはおりますが、基本的には民間事業者の有するノウハウ、民間活力を積極的に活用して施設の設置目的を達成するもので、いずれもサービス向上につながっていると考えております。

これまでの指定の中で施設を利用する関係団体や地域の関係者等に対して、本制度について説明やご意見を伺ったケースはあるようでございますけれども、指定に当たり、広く呼びかけ、説明会等は開催はしておりません。

指定管理者の指定に際しては議会の議決が必要であり、議会で承認いただいた後にはその旨の告示や広報等により皆様へお知らせし、利用者や町民の方からの問合せ等に関しましては施設の担当課のほうで対応させていただいております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 回答ありがとうございました。成り立ちからご説明いただきまして参考になります。関係者、利用者から多く町民の声を聞くということは、施設の利用やその利用の利便性の向上、また行政サービスの向上にもつながり、町政への理解も深まるのではないかと考えております。要は町民の皆さんに広くお聞きをして意見を聞く場、それを多くつくるということは必要じゃないのかなと考えております。

今、ここの公の施設ということで話をさせていただきましたけれども、これはほかの事業や施策、新しく取り組むような内容、そういったものについて大きく町民の方々の意見を聞き取れる場というものをやはり広く設けたほうがよろしいのかなと考えています。

また、そういった機会がないという町民の方もいらっしゃるわけです。必ずしもその方の

意見が全て通るわけではないと思いますけれども、やはり聞く耳を持つということは必要なことだろうと思っておりますから、ぜひともそういった広聴の場を公の施設だけではなくて、ほかの事業を取り組む上でひとつお考えいただきたいなと思っております。

最後ですけれども、伺いますけれども、指定後に関係者や利用者の施設の運営や利用に当たっての意見等を聞く場として、先ほど言いました広聴会等は開催したことはあるのでしょうか。しているのでしょうか。伺います。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） ただいまのご質問に財政課のほうからお答えします。

指定管理者に対して、町は管理業務の実施状況など、毎年度事業報告書の提出を求めているところがございます。また、管理の業務や経理の状況に関しましては、定期、または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査したり、必要な指示をすることができるというのは条例で定められているところがございます。

関係者やご利用の皆様からの施設の運営や利用に関するご意見に関しましては、これまでも施設の担当課や各施設で随時対応しておりまして、広聴会等はこれまで開催しておりません。ご意見等がございましたら、ご連絡いただければ、指定管理者と連携を図って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ありがとうございます。直接担当課のほうに申し出るということはなかなか町民にとって少し敷居が高いのかな、ハードルが高いのかなというところもあるわけです。ですから、改めてそういったものを開けば、そこに大勢の中の一人として参加して、そこで意見を述べることができる。そちらのほうハードルが低いのかなと考えています。

また、例えば施設使用時にアンケートを取るですとか、そういったことも意見聴取ということなのかなと考えますから、ぜひともそういう場を設けていただいて、町政に対しての町民の皆さんの関心を集めるということはやっぱり必要だと思いますので、そういう場をできるだけ設けていただきたい。これ最後ですけれども、これ要望になります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 続けて。

○5番（志関希久夫君） いいですか。

続きまして、これ最後になりますけれども、3項目めでございます。

屋内運動施設への空調設備の設置について質問をさせていただきます。

町内の屋内運動施設は災害時の指定避難場所となっています。今年も記録的な高温が続く異常な夏となりましたが、利用者の熱中症対策として空調設備の設置や危険レベルを把握するため熱中症指数計の設置など、熱中症予防対策を講じる必要があると考えています。また、災害時の避難住民のストレス軽減には空調は大変重要なものであり、特に猛暑時には快適な温度を保つことで睡眠の質の向上、体調不良の予防につながると考えます。

今年度、大多喜中学校の屋内運動場及び柔剣道場に空調設備が設置されました。熱中症対策が講じられたということになると思います。

そこで伺います。未設置の屋内運動施設に、熱中症対策として空調設備の設置や危険レベルを把握するため熱中症指数計の設置など、熱中症予防対策を講じる予定はあるのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 志関議員のただいまのご質問について、教育課からお答えいたします。

まず、教育課が所管する施設につきましては、西小学校、大多喜小学校及び大多喜中学校の3校の学校教育施設であり、各校の屋内運動場の現状につきましてご説明いたします。

まず、各小中学校の屋内運動場は避難所に指定されておりますが、そのうち避難者数の増加等により新たな避難所の開設が必要になった場合に開設する、いわゆる2次的避難所としての指定となっております。

本年度は、大多喜中学校の屋内運動場及び柔剣道場において空調設備の設置工事を実施しており、令和8年3月下旬の完了を見込んでおります。

一方、空調設備が未設置であります西小学校及び大多喜小学校につきましては、近年の夏季の異常高温を踏まえ、安全・安心な学校生活の確保に加え、災害時における熱中症対策の観点からも整備の必要性を認識しております。事業化に当たっては、関係各課と連携の下、国・県の補助制度の動向や防災避難所機能強化の観点を踏まえた財源確保の方策など、複数の選択肢を総合的に勘案して最適な方法を模索してまいります。

なお、熱中症指数計につきましては各学校に複数基設置しており、屋外での体育授業や屋内運動場での利用時に活用するなど、当面の安全対策の徹底に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 続きまして、生涯学習課からお答えさせていただきます。

生涯学習課が所管する屋内運動施設は、B & G海洋センター、総元体育館及び上瀑ふれあいセンターの3施設になります。このうち上瀑ふれあいセンターは1次的避難所として指定され、B & G海洋センターと総元体育館も2次的避難所として指定されております。

現在、3施設とも空調設備は整備されておりましたが、今年度は旧上瀑小学校校舎の貸付けに伴い、キュービクルを新設しております。これにより、将来的に上瀑ふれあいセンター空調設備の設置に対応できるようになります。今後、設置については、財政状況を鑑みながら関係課と協議してまいります。

さらに、来年度には、B & G海洋センター屋内運動場について空調設備工事を実施する予定であります。また、総元体育館につきましても、災害時における避難者への熱中症対策のために設置が必要であると考えております。今後、空調設備の設置に向け、努めてまいります。

なお、熱中症指数計につきましては、3施設とも未設置のため、設置を進めてまいります。以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。やはり学校施設のほうが進んでいるのかなという感はあるんですけども、熱中症指数計についてもそうですね。ですから、ぜひともほかの施設、生涯学習課さんが受け持つ施設等について、早いところ計画を立てて、順次そういった設備を整えていただければいざというときの備えにもなりますし、そこを利用する方々、恒常的にいらっしゃるわけですから、そういった方が利用しやすい環境というのをやっぱり整える必要もあると思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私からの質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で志関希久夫君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時59分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 渡 辺 八 寿 雄 君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、3番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 3番渡辺八寿雄です。12月会議におきまして、一般質問をさせていただく機会をいただき感謝を申し上げます。

私は、12月会議におきまして、CO₂削減、いわゆる脱炭素社会への町としての取組、その具体的な計画案について、それから地域公共交通として運行しております予約制乗合バスについて、この2点についてお伺いしたいと思います。

質問の前に、11月18日に発生しました大分市佐賀関の火災では、死者1名、被災された家屋は182棟にも及ぶという大規模火災に発展してしまいました。お亡くなりになられた方へのご冥福と被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い生活再建をお祈り申し上げたいと存じます。

それでは、質問の1点目、脱炭素社会への取組についてお伺いをいたします。

脱炭素社会とは、私が今さら申し上げるまでもなく、地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガスの排出量を森林などによる吸収量と差し引いて実質的にゼロにする社会を指し、我が国では2050年までにこの脱炭素社会の実現を目指すとされております。地球温暖化により異常気象や自然災害の増加、これは国内外において頻繁に発生しており、脱炭素化の取組が世界規模で叫ばれておるところであります。

そのような背景の中で、国では環境面を考慮し、様々な施策を講じておりますが、本町の対策は、第3次に引き続き第4次総合計画の基本構想の中で持続可能な脱炭素社会の形成に努めますと位置づけております。このようなことから、以下の点についてお伺いしたいと思います。

まず、公共施設の照明器具のLED化についてであります。

本町の脱炭素化対策としての基本方針は、住宅用蓄電池、電気自動車及びV2Hシステム導入を促進し、地球に優しい脱炭素社会を構築するとあります。そして、これらの設備及び自動車を購入する者に対し補助金を交付し、この事業を推奨しております。また、職場から排出される紙類等の排出量の削減にも積極的に取り組まれております。

他方、令和5年6月に議会に示されました大多喜町公共施設等総合管理計画の基本方針を

見ますと、脱炭素化の推進方針として、二酸化炭素排出削減に向けて既存建物のエネルギーコスト削減・適正化を図るため照明を全てLED化するなど、省エネルギー機器の導入を進めるとあります。

本庁や公民館ホールなど、一部LEDを導入した庁舎、施設等がありますが、消費電力の少ないLED照明化の全体計画についてどのようにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、渡辺議員のご質問に財政課からお答えさせていただきます。

本町の公共施設は、中央公民館などの文化系施設、図書館などの社会教育系施設、B&G海洋センターなどのスポーツ系施設、あと観光センター、都市交流センターなどの産業系施設、小学校、中学校などの学校教育施設、保育園などの子育て支援施設のほか多くの施設がございます。

議員のご指摘のとおり、ほとんどの公共施設において照明設備のLED化は進んでいないのが現状でございます。令和5年3月に改定しました公共施設等総合管理計画策定後に実施しております公共施設のLED化は、お話のあった役場庁舎のほかは部分的なものに限られております。全体的に計画しているものは現在ございません。

平成29年8月の水銀に関する水俣条約を受け、令和3年以降、一般照明用の高圧水銀灯の製造及び輸出入が禁止となり、蛍光灯においてもLED照明の世界的な普及を背景に、一般照明用の蛍光灯の製造と輸出入が令和9年度末までに禁止になります。

こうした状況を受けまして、主要メーカーは蛍光灯器具の生産を終了し始めており、自治体や民間事業者のほか、一般家庭等におけるLED化も今後加速することが予想されております。改修が必要な施設が多く、財政上の負担も大きいことから、施設の優先順位を考慮し、またLED導入の手法についても、工事により購入するものだけでなく、リースなど、施設に設置されている照明の数や照明器具の耐用年数、費用対効果、補助金等の有無も踏まえて計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） どうもありがとうございました。ただいま説明の中にもありましたとおり、新聞報道によりますと、一般照明用の蛍光灯、2027年末、いわゆる令和9年末まで

に製造、輸出、輸入が禁止されるということでもあります。これからは一般家庭や事業所等の対応も迫ってくる問題でありますけれども、千葉県においては脱炭素化の取組を促進させることから、会社内の照明を発光ダイオード、いわゆるLEDでありますけれども、こちらに切り替える企業などをサポートする事業を始めるということで、現在希望者を募集しているようであります。

とにかく対象施設が多いということ、また蛍光灯の本数も半端な数ではないということから、この対応については難しい、一気にできるわけではありませんですけれども、しかしそういう大きな目標を抱えている以上、年次計画で進められることをお願いを申し上げる次第であります。

続きまして、質問の2点目ではありますが、地域公共交通予約制乗合バスの運行についてお伺いをいたします。

町では、地域公共交通対策事業については、町内バス路線維持助成事業や小湊鉄道輸送対策助成事業、それにデマンド型地域交通運行業務委託事業など住民の公共福祉向上のための施策を展開されているところでありますが、特にその中でデマンド型地域交通運行業務委託事業につきましては運行範囲が制限されておるところであります。現在の運行内容は導入当初の運行内容となっており、時代の趨勢とともに見直す時期に来ているのではないかと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いしたいと思います。

1点目は、予約制乗合バスの有効活用についてであります。

デマンド交通乗合バスは、交通不便地域における生活の足としてはとても有効な交通手段だと思います。しかしながら、運行当初に設定した交通不便地域の考え方は一部の地域を捉えた考え方であり、これからは交通弱者を含む対策として運行範囲の拡大を検討する必要があると考えます。実際に運行範囲拡大の声も聞かれるところでもあります。デマンド乗合バスの運行から数年が経過しております。運行を希望する小さな声にも寄り添った行政施策が必要ではないかと思いますが、町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、渡辺議員のご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

現在のデマンド交通の運行区域としております旧西中学区の交通体系は、平成30年の中学校統合に伴う生徒の通学をどうするのかといった問題を契機に地域で話し合いが重ねられ、既

存の公共交通への影響を踏まえた中で路線バスを最大限活用するため、一部路線の廃止も含め当時運行していたバス路線を組み直し、小学生の通学も含めた地域全体の交通事情を総合的に考え再編されたものでございます。

この際に、通学の主軸となるバス路線を補完するため新たに車両を導入し、スクールバスとしての役割と併せまして通学の時間帯以外の限られた時間を有効活用し、当該地域の生活交通としての機能を併せ持たせ運行を開始したのが現在のデマンド交通となっております。

なお、運行は検証事業として開始されましたが、当初の運行区域の設定に当たっては、旧西中学区以外で当時久我原区が公共交通の存在しない交通空白のモデル地区として地域で生活交通を確保できないか検討が行われていたところであり、検証運行の区域に取り込んだといった経緯がございます。

現在の通学交通と生活交通を兼ね合わせたデマンド運行について区域拡大は現在考えておりませんが、町全体として交通不便地域や空白地域が存在していることの課題は認識しておりますので、引き続き移動の実態や既存公共交通への影響などを踏まえながら、エリアごとの課題と実情に応じた地域の移動手段を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 検証の結果、どのような判断を持たれているのか、これちょっと項目ないんですけども、判断ができましたらお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 検証運行ということでスタートしまして、主には旧西中学区を中心に運行しておりましたが、久我原区も含め、利用の実態からして現在の運行を実証後の町の地域交通の形としてスタートしまして、現在に至っている状況でございます。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） どうもありがとうございました。

次に、このデマンド交通に関係します意向調査の実施についてお伺いしたいと思います。

デマンド型地域交通運行業務、これにつきましては令和7年度におきまして、当初予算でありますけれども、1,500万円ほどの予算がつけられております。過去の実績を調べてみましたら、令和5年度は登録者数109人、利用回数1,507回、事業費は1,370万6,000円、昨年度は、登録者数135人、利用回数1,473回、事業費は1,440万8,000円と推移しております。7年度、今年度は1,500万円の予算であります。

町では、地域公共交通対策事業のほかに在宅の高齢者や障害者の方々に対する外出支援サービスを実施しておりますけれども、こちらを利用するには対象者が限定されておるところであります。

そういうことから、デマンド交通乗合バス、こちらにつきましては幅広く利用が可能な移動手段でありますので、運行開始前にも調査を行ったようでありますけれども、数年が経過していることもあり、地域のニーズも変わってきていることと思いますので、運行されていない地域も含め再度意向調査を実施すべきと考えますけれども、町の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 町では、国・県や町に関わる多様な交通事業者、また議会や区長会などで構成されます大多喜町地域公共交通活性化協議会において、計画期間を5年とする町の公共交通に係る計画を策定しております。この計画では、交通に関する町全体及び各地域に対する方向性や取組を位置づけております。

この計画策定に当たっては、町民や学生を対象にアンケートを実施しており、直近ですと令和5年度に町民2,000人を対象に実施したところでございます。現時点では交通手段と対象地域を限定したアンケートを実施するといった考えはございませんが、次期交通の計画の策定に向けてはさらに地域での移動の実態が把握できるよう、一步踏み込んだ内容でアンケートが実施できるよう考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） どうもありがとうございました。これから一步踏み込んだ調査を実施するお考えがあるということですので、やはり同じ税負担をしている町民の皆様方が偏った考え方であってはいけないと思いますので、そういう面で十分配慮した施策をお願いしたいと存じます。

また、地域公共交通対策事業につきまして、また別途新たな取組についてもお考えがあるやに伺っております。町民がひとしくとまでも申し上げませんが、不便を感じている地域の方々の声をお酌み取りいただきまして、施策に反映されることを期待したいと思います。

今回、12月の会議におきまして、脱炭素社会の取組、それから地域公共交通、デマンド交通のことについてお伺いいたしました。これからも住民公共福祉のために町の施策として取

り組んでいかれますことを希望いたします、時間前でありますけれども一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

◇ 加々美 昌 美 君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、11番加々美昌美君の一般質問を行います。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 11番、公明党、加々美昌美でございます。議長からお許しをいただきましたので、私からは2項目にわたりましてご質問をさせていただきます。

最初の質問でございます。AEDの設置場所と使用についてお伺いさせていただきます。

AEDは、今では多くの方に知られております。止まってしまった心臓に電気ショックを行うための機器です。しかし、目の前で突然人が倒れたら、倒れた人が愛する家族だったら、あなたはどんな行動を起こせますか。私たちは、いつどこで突然のけがや病気に襲われるか分かりません。けがや病気の中でも最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合です。心筋梗塞、心臓の病気、脳卒中、脳の病気などは、何の前触れもなく心臓と呼吸が突然止まってしまう原因となります。もちろんこれだけが要因ではございません。

本年8月の「広報おおたき」に普通救命講座の講習の案内がございました。そちらに参加させていただきました。ゴルフ場の関係者、会社員の方、個人での参加など若い方の参加が多いと感じました。

講習内容は、救急車到着までに何をすべきか、AEDの使い方、胸骨圧迫、いわゆる心臓マッサージでございます。救命処置の流れなどを学びました。

講習後に感じたことは、AEDは命をつなぐ、しかし設置しているだけでは命は救えません。見える場所に使える人がいる環境を整えることが最も重要でございます。

2004年7月1日、厚生労働省の通達により、一般市民によるAEDの使用が解禁されております。AEDは設置して終わりではなく、使える環境と使える人を増やすことが大切でございます。

そこでお伺いいたします。AEDの設置と情報発信についてお伺いをいたします。現在、庁内に設置されている台数と設置場所はどのようになっておられるか。また、見える場所に設置されているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

現在、町公共施設におけるAEDは、13施設、15台を設置しております。設置場所は、原則として利用者から見えやすく、迅速に取り出せる位置を基本としておりますが、盗難、いたずら防止や危機管理の観点から、一部施設では事務室内に設置しております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 私、実はこの15か所ですか、設置してある場所に現地に確認に行ってみりました。そうしますと、AEDは、やはり見えるところに設置してある場所がありませんでした。残念なことでございますが。

私の提案といたしますか、やはり冒頭で申しましたように、AEDは使えなければ意味がないということでございます。このAEDの設置に関しましては、予算がかかるとか、そういうものではございませんので、至急に見える場所に設置していただくことをお願い申し上げます。全ての場所に見える化ができないとするならば、一番出入りの多い例えば町役場ですとか、スポーツをする中央公民館ですとか、そういった場所、あと駅前の観光本陣ありますよね。あちらにやっぱり、これからインバウンド需要とかも増えてくると思います。観光客も出入りすると思います。このAEDの使い方は、もう全世界が共通の使い方でございますので、やはり見える場所に設置していただけたらと思います。

そして、AEDを必要とされる方は緊急で慌てて来られます。自分がもう慌てて来て、どのような状況でという中で、やはり見える場に設置することが大切だと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問でございます。

公共施設以外に商業施設や観光地など民間施設の設置も把握されているか、夜間や休日など利用できる場所の拡充はあるのか、お伺いたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 公共施設以外、AEDの設置状況について町が個別に把握しているものではございませんが、千葉県が公開する地図情報、街の情報館において、商業施設や観光地を含むAED設置場所を地図上で確認することができます。地図上のアイコンを選択することで、設置場所の住所、連絡先、利用可能曜日及び時間帯のほか設置位置につい

ても詳細が表示され、町民、あとは来訪者が利用可能な場所を把握できる仕組みとなっています。

夜間や休日の利用については、多くの施設で開庁や営業時間内に限定されます。AEDは、365日、24時間、いつでも使用可能であることが望ましい。その一方、土ぼこりや雷、直射日光、温度、湿度による環境の影響や、盗難やいたずら対策を講じた適切な管理が不可欠であるため、設置場所は一定の制約を受けることとなります。

町としましては、県が提供する情報の普及に努めるとともに、民間事業者、観光関連施設等に対し、管理体制を確保した上での屋外型ケースの活用や出入口付近への設置など、利用時間の拡充に資する取組を周知、働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。実は、夜間の使用とか、大体AEDの設置されている場所が公共施設が大変多いございます。となりますと、その公共施設が休館ですとか閉まっている場合はAEDは使えません。もう冒頭で申し上げていますが、緊急を要する事案であります。一刻を、1分1秒を争うことでもあります。それが夜間に使えないというのは、もうAEDが使えないこととなります。

そして、私、調べました。夜間の設置というのは大変難しいものがあるんですけども、現在調べた中で、いたずらや夜間に盗難に遭ったとかいう事例は全くないわけではございませんが、ありません。というのは、AEDがたとえ盗難に遭ったとしても、それをさばいてお金にするとか、そういうことはできないという状況で、AEDが盗難に遭ったという事例は全くなくはないですけども、多少はありますけれども、一度試験的に夜間も使えるような場所に、全く今までは設置したことがないですよ、夜間に使えるような場所に。今後、夜間も使えるような、また公共施設がお休みとか閉まっている場合にAEDを使える環境をやっぱりつくるというのは、お考えはございますでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 先ほども申し上げたとおり、いつでもすぐに使える場所というか、すぐに使える状況というのが望ましいと思うんですけども、やはり繰り返しになりますけれども、管理というのが非常に大切なのかな。あるだけで、いざ行ってみたら使えないとかというのは非常に残念なことでありますので、やはりその辺のことも考慮して考えていかなければいけないかなと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、次の質問でございます。

町内のどこにAEDが設置されているか。必要な情報発信の方向性をお伺ひいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 現在、AEDの設置情報については、町ホームページやおおたき通信から県のホームページ、先ほども申し上げたとおり街の情報館を通じて確認することが可能でございます。今後は定期的に広報紙に掲載し、町民が最新情報にアクセスしやすい環境を整えてまいります。

さらに、AEDを設置している事業者の中でまだ設置の登録をしていないところもございますので、登録の協力依頼に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。実は、AEDが設置されている箇所、ホームページに載っております。ただ、公民館なら公民館、町役場だったら町役場だけしか載っておりません。町役場のどの辺にあるか、公民館のどこにあるかということホームページ上でお知らせすることが大事かなって思っております。

そして、私も出入りするたびに役場本庁におきまして探しますけれども分からない、分かりづらい。2階に上がってもどこにあるか分からない。各施設にも伺ひましたけれども、どこにあるか分からない場所にAEDは設置されておりました。

なので、今後ホームページの更新など含めまして、詳しくAEDがどこにあるかということ、せつかく中央公民館なら公民館と記されておりますので、中央公民館のどこに設置してあるかということまで明記していただけたらありがたいと存じます。

続きまして、次の質問に移ります。

AEDを使える人の拡充についてお伺ひいたします。

現在、AEDの講習会の実施状況や町民の受講人数などの把握はされておりますか。また、AEDを使える人を増やすための取組について、現状をどのようにお考えか、お伺ひいたします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 町として、AED講習会の実施について把握はしておりませんが、AED講習を含む心肺蘇生法等の講習は夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部が実施しています。その消防本部の情報によりますと、夷隅管内で令和5年度は28回開催し、計422名が受講しております。令和6年度は39回開催し、計1,792名の受講があったと伺っております。

AEDを使える人を増やす取組とのことですが、AEDの使用に加え、心臓マッサージと人工呼吸を組み合わせた心肺蘇生法を多くの人が習得することは、地域住民をはじめ、本町を訪れる人にとっても大変心強いこととなります。

消防本部において、年に3回程度、一般向けの救急講習会を開催しています。また、ある程度的人数が集まった場合は、臨時で各種講習会を実施することも可能とのことですが、町としては、単独開催による参加者募集の難しさを踏まえて、消防本部が実施する講習の周知強化を進め、多くの人に参加を呼びかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。実は、AEDを使える人の拡充について、どうして私がこれほど訴えるかと申しますと、実際講習会に参加いたしまして胸骨、心臓マッサージの講習会をさせていただきました。相手はちょっとお人形でシミュレーションでございますけれども、この心肺蘇生というのは1分間に100回から120回の動作をしないといけないわけですね。そして、それが途切れなく、消防車が到着するまで途切れなくやるというのは、実際体験いたしましたところ1人では無理です。せいぜい1分か2分でばててしまいます。それも、単に押さえているだけじゃなくて、体が5センチぐらい沈むぐらいの強さでマッサージをしなければ効果がないということを消防署でおっしゃってございました。ときにはあばらとか、そういうものを骨折する場合がありますけれども、途切れなく続けていただきたいということをこの講習会で消防署の方が申しておりました。

緊急を要するときに1人では無理ということをつくづく感じました。というのは、救急車を呼ばれる方、AEDを持ってくる方、救急車到着までの間、心臓マッサージを続けていなければいけないというこの状況で、私は実感として1人で行うのは無理だということを実感いたしました。とてもじゃないけれども、この100回から120回、心臓マッサージを続けるということは不可能でございました。

そして、講習というのは過ぎると人というのは忘れてしまいますよね。私も初めてではな

かったんです、講習を受けたの。何回か受けたことはございますけれども、やっぱりいざ目の前で人が倒れたとき自分がどのような行動を起こせるかということが、救命に関しましては人命を救うということにつながってまいりますので、今後も町民の方たちに拡充についてお願い申し上げます。

続きまして、2番の質問でございます。学校教育での救命体験の導入について、小学校の保健体育や防災教育の中で、AEDの使い方など、体験する授業を取り入れてみてはどうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 加々美議員のご質問について、教育課からお答えいたします。

本町の小学校5、6年生では、保健体育の授業において、救命救急の学習の一環としてAEDをどのような場面で使用するのか、胸骨圧迫の方法など、基礎的な知識と手順について学習しております。

加々美議員からご提案のありましたAEDの使い方を体験する授業の実施についてですが、現行の学習指導要領では小学校段階ではAEDの役割や使用の流れを理解する学習が中心であり、児童自らが機器操作を伴う実技まで必須としているものではありません。また、救命救急活動は状況判断と安全確保を前提とするものであり、児童に実機操作を伴う対応を求めるには心理的・法的な負担や安全面のリスクを生じさせる可能性があります。こうした観点から、現時点では本町の小学校では実機を用いた操作体験までは実施しておりません。

中学校につきましても、小学校同様、現状は知識理解を中心としており、機器操作の実技体験は実施しておりません。ただし、今後生徒が適切な環境下で実技体験を行えるよう、関係機関などの協力も得ながら中学校への働きかけを進めてまいります。

一方で、AEDの適用場面や119番通報、周囲の大人への協力依頼、安全確保、胸骨圧迫の基本などを児童が自分の安全を守りつつ適切に行動できるよう、児童生徒の発達段階に応じた方法でAEDの役割や救命の大切さについての学びを今後も推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。今後お願い申し上げます。子供のうちから命の大切さを学ぶということは非常に重要な教育だと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3番目の質問でございます。

行政職員、学校職員の定期訓練はされているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

役場職員のAEDの取扱い等に係る普通救命講習について、定期的な訓練は実施しておりません。ただし、平成27年度に成人の心肺蘇生法、AEDの取扱い、異物除去及び大出血時の止血方法等を講習内容とした普通救急講習を実施してございます。また、コロナ禍の前までの防災訓練では救急講習を実施してございました。防災訓練参加職員につきましては、住民の方と一緒にそれら講習を実施してございます。

今後は関係機関等の協力をいただきながら、普通救命講習の受講の経験がない新規採用職員等を中心に、計画的な普通救命講習を実施できるようにしていきたいと考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 学校職員の定期訓練について、教育課からお答えいたします。

本町の学校では、毎年度、プール指導が始まる前の時期に消防署職員を講師として招き、全教員を対象に心肺蘇生法、いわゆる胸骨圧迫、人工呼吸とAEDの使用方法に関する研修を実施しております。実機を用いた手順確認、役割分担、通報、連絡体制の確認等を含む実技中心の訓練であり、学校安全計画に基づく年次的な取組として定着しております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。行政職員、学校職員の定期訓練は、心肺停止や重篤な事故は、役場ロビー、学校の校庭、授業中、行事中などあらゆる場所で起こり得ます。最初に駆けつけるのはその場にいる行政職員や教員でもあるため、初動の質が救命を高めると考えております。今後も取組をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に移ります前に、ある事例をご紹介しますのでございます。

AEDがもしも使えたらという事例なんですけれども、これ消防署で訓練のときに拝見させていただきました。題名は命のバトンというものでございました。これユーチューブでも拝見できますので、お時間がありましたらご覧いただけたらと思います。

2002年9月6日、福井県のある高校で体育祭が行われていた。その日は彼女の16回目の誕生日。活発だった彼女はリレーに抜てきされた。80メートルを走り、次の走者にバトンを渡した後、トラック内に入ってその場で倒れた。病院で電気ショックを受け、心臓は再び動き出した。しかし、意識が回復しない。絶対助かる、助かる、逝かせない。母はそう信じ、願った。意識はなくても音は聞こえる。マーチング部で頑張った曲を聞かせ、クラスの友達の頑張れという声も聞かせた。頑張れ、頑張れと願ったのに、酸欠状態が続いた脳は機能が戻らず、4日後の9月10日、16歳の短い命を閉じた。母は、なぜうちの娘がという疑問を追い続けた。アメリカでは助かる命が日本では助からないなんて。アメリカではAEDを一般の人が使って人を助けていることを知った。

AEDがあれば娘は助かったかもしれないと、このお母様は思っておられます。確かにAEDがあっても助からない命も中にはございます。ですが、精いっぱいできることをして助けられなかった命と、そこにあるけれども使えなかったというのでは全く状況が違ってくると思いますので、ぜひAEDの使える人を増やす、見える化の実現をしていただくことを願います。

続きまして、次の質問をさせていただきます。

台風、大雨による避難所の開設についてお伺いいたします。

近年、豪雨や台風による災害が激甚化しており、町民の安全確保が重要課題となっております。特に夜間や高齢者、要配慮者の避難、避難所開設の判断と情報周知の課題が指摘されております。高齢者の方、介護者を抱えて安全に避難したいと思うのは当然のことだと思います。

そこでお伺いさせていただきます。避難所開設の判断基準と周知の方法について、本町はどのタイミングで災害対策本部を設置されておりますか。こちらには誰が出席され、どのような話をされているのか、お聞かせください。また、避難所開設の最終決定権はどなたにございますか、お聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

初めに、災害対策本部設置のタイミングでございますが、大多喜町地域防災計画及び大多喜町災害対策本部規定に基づき、気象警報や河川水位・土砂災害警戒情報等により、相当の被害発生が見込まれる場合、または発生した場合に直ちに災害対策本部を設置してござい

す。

次に、参集者につきましては、町長、副町長、教育長、各所属長でございます。

次に、協議の内容でございますが、まずは状況把握を行い、今後の体制、避難情報の発令、避難所開設、受入れ能力、広報手段の選択などを協議してございます。

避難所開設の最終決定権につきましては、災害対策本部長である町長が最終決定権を持つところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。実は、この日、本年の9月5日、台風15号の影響により13時58分にJ-アラートが発令されております。そして、13時53分には災害本部設置となっておりますが、16時10分に大雨危険情報レベル4相当というのが発令されております。この4相当というのは土砂災害レベル4でございます。河川洪水が4ということでございます。そして、警戒レベルは、市町村などが出す避難情報などに使われる指標で1から5段階ございます。レベル4というのは避難指示の段階、危険な場所にいる人は全員避難するよう市町村が発令するものでございます。状況短時間から数時間で大雨の雨が降り、土砂災害、地滑り、斜面崩壊の危険が高まっている状況がレベル4の状況でございます。

しかしながら、町の避難指示は17時48分に出されております。私、いつも町は比較的早めに避難所を設置しているなというのが印象として残っております。近隣のお年寄りの方を、独り暮らしのお年寄りの方を早めにお届けしたということもございます。このときのこの状況、遅れたといえますか、何でこのJ-アラートも出ていまして土砂災害レベルが4なのに、17時48分に避難指示が発令されているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 9月のその案件でございますが、土砂警戒情報が出たのが、今手元に発令履歴がないのでお答えはできませんが、本町、レベル4開設の場合は、土砂警戒情報が発令された場合に発令するような形になっております。確かに、この日、当初の雨の情報のやつは、土砂警戒が出されないよというところにつきまして気象庁とも何度も連絡をさせていただいていたところでございます。そのような中、その情報は気象庁のほうで出す予定はないというようなのを確認しながら実は本部体制をしいていたところでございます。ただ、やはり天災です。どういう形で急に気象情報が変わるか分からない。

実は、その大きい雨雲が経過する30分、1時間弱の期間にこの情報が急に発令されるよと

いうお話が来ました。急いでその体制を整えるための準備をしましたが、そのような形で実際のレベル4の発令、避難指示のほうが遅れたというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。すみません。大雨情報とか台風というのは、地震と違いまして突然ばんと来るものではないと思うんですね。台風とか大雨情報というのは、比較的何日か前に分かると思うんです。そして、本町は比較的高齢の方が多いということで、なるべく早く避難してしまして、大雨が降っている場合だと高齢の方を抱えての避難というのは大変厳しいものがあると思います。そして、この状況は、この辺の状況とやっぱり住まわれているところによって雨の状況、降り方とか感じ方は人それぞれ違うように思うんですね。だとするならば、早めに設置していただくということのご検討はございますでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問の内容につきましては、開設の基準づくりというお答えでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（麻生克美君） 議員さんおっしゃるとおり、本町、高齢化、また山間部の特性を踏まえまして、夜間、土砂災害時における早期開設の必要性は非常に大事なことで認識してございます。災害対策基本法改正による避難指示の一本化に合わせて意思の決定の迅速化、職員配備、迅速な開設体制の整備を地域防災計画に明記しており、台風などあらかじめ予想できる状況のときには避難所直行職員の予定等を事前に把握し、有事の際にはすぐに対応できる体制づくりをしてございます。

開設基準の方向性といたしましては、気象庁の情報による警戒度、土砂災害警戒情報、氾濫危険水位の到達見込み、夜間到達の見込み、要配慮者の避難要請の有無、停電の広域化等のおそれ等を念頭に置き、段階的に開設準備、限定開設、全面開設というような形で基準を設けることとしているところでございます。

また、要配慮者等の移動時間や介助の確保を考慮し、警戒段階の1段階前の限定開設も各情報を勘案しながら選択肢として位置づけたいとも考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。ぜひ町民の方が安全に避難できるように、早めの設置をお願い申し上げます。

続きまして、次の質問でございます。

避難所の開設状況を地図上で開設、未開設が分かるリアルタイム表示を整備するお考えはございますか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 避難所の開設の周知につきましては、防災行政無線やおおたき通信を利用して実施してございます。開設状況などにつきましては、災害対策本部で時系列に表示すること、及び全町の地図において、災害場所等をホワイトボードで表示しながら情報共有を図っているところでございます。また、避難者の人数や状況もおおたき通信により随時連絡を取り合い、本部内で把握をしているところでございます。

今後も様々な通信媒体を利用しながら、正確な避難等に係る情報の周知徹底を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4番目の質問でございます。

本町は高齢化が進んでおり、土砂災害のおそれがある地域も多くございます。特に要配慮者の方の早期避難は極めて重要でございます。現在の個別避難支援の状況と移動支援を含めた今後の改善方法についてお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 現在の個別避難支援の状況でございますが、避難行動要支援者名簿を整備し、平時は本人同意の上で民生委員、消防、社協、自主防災組織等に情報提供できるよう個別計画の策定、支援者マッチングの必要性を認識し、関係機関と情報共有を進めているところでございます。ただし、発災時は、本人同意の有無にかかわらず、関係者へ提供を可能とする国指針に基づき運用を進めたいという考えでいるところでございます。

また、先日実施した地震発災後を想定した防災訓練においては、ご質問の要配慮者の方を限定、想定したものではありませんが、安否確認訓練、避難訓練ということで、まずは家族の安否、家屋の安全を確認し、避難を開始すること。次に、区長は地区の集会所へ区本部を設置し、区内の状況を確認すること。あわせて、組長は組内の区民の状況を区長に報告し、

避難を開始するようなシナリオで避難訓練を実施しているところでございます。

この避難訓練の中で、災害弱者、支援が必要な方、避難が困難な人が取り残されないようなことも想定していただきながら、地域の皆様の支援で移動をお願いしているところでございます。大規模災害を想定した防災訓練や実際の避難所の運営においては、どうしても地域の健常者の方、消防団等関係者のお力をいただかなければ実施できないことも多くございますが、災害発生時に町を含めた関係団体、ボランティア、地域の方のお力をいただきながら、身近にいる災害弱者に対してどのような移動支援、サポートができるのか、誰も取り残さないためにふだんから何ができるのか、また今まで以上の地域コミュニティの醸成なども含めまして気軽に声をかけられる隣組、地域づくりが住民の命を守る行動につながるということも勘案し、地域の方のご意見を伺いながら、今後もより実践的な防災訓練を模索していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。力強いお言葉をいただきまして、私もその防災訓練には参加させていただきました。雨の中、職員の方にはご苦勞をおかけいたしました。やっぱり訓練はあったほうがいいかなと思っております。

そして、私からは、1月に町議会議員の選挙がございまして初当選をさせていただきました。町長はじめ、議会事務局、そして職員の皆様、また先輩議員の皆様には温かく見守っていただき、支えていただきましたことに感謝申し上げます。そして、本年度最後の一般質問を無事に終えたことを感謝申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） 以上で加々美昌美君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、14時15分から会議を再開します。

(午後 2時01分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

◇ 山 口 定 夫 君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、8番山口定夫君の一般質問を行います。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 8番山口定夫です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、観光施策と大多喜城についての2点について質問をさせていただきます。

現在、町内では、主要な観光資源が休館や運休となっています。千葉県立中央博物館大多喜城分館（以下、「大多喜城」と言う）は、耐震改修工事等の関係で令和3年12月末から休館となっています。また、いすみ鉄道は、昨年10月の列車脱線事故等の関係から鉄道は全線運休となっており、運行は代行バスによっています。このほか、養老溪谷遊歩道では、滝めぐり遊歩道は令和3年9月から、中瀬遊歩道は令和元年及び令和5年と度重なる災害に見舞われ、いずれも一部通行止めの状況が続いています。当面は町の観光施策上の妨げとなっておりますが、大多喜城の移譲に伴う必要な耐震改修工事や自然災害が時期的に重なったもので、必要な対応が施された後は新たな観光施策が展開されるものと考えます。

このような状況の中、千葉県と市原市など3市町が連携して、令和9年3月から5月にかけて開催する房総国際芸術祭アート×ミックス2027（以下、「房総国際芸術祭」と言う）に本町も参画し、開催されるということで、町の観光施策等について以下のとおり伺います。

最初に、1点目の観光施策についてですが、新型コロナウイルスが令和2年12月に中国・武漢で確認され、令和3年4月に非常事態宣言が発令、コロナ禍が始まりました。その後、令和5年5月に感染上の位置づけが5類に移行され、実質的な終息を迎えました。現在もなお警戒は続いています。

そこで伺います。町を訪れる観光客の推移はどうか、伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 山口議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

過去3年間の推移でございますけれども、令和4年度は98万9,881人、令和5年度は126万9,533人、令和6年度は100万479人でございます。大多喜城の休館などで令和4年度につきましては入り込み者数が減となりましたけれども、過去3年間の平均は年間約100万人で推移しております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございました。

関連ですが、最近インバウンドという言葉が各メディアから多く聞こえてきます。インバウンドとは外から中へ入ってくるという意味の英語で、主に外国人が日本へ観光に来ることや外国人観光客を指すそうですが、先ほどの観光客の中に外国人がどのくらい含まれているのか、その割合はどうか、分かる範囲で伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 外国人観光客の入り込み客数でございますけれども、令和4年度の入り込み客数98万9,881人のうち、外国人の入り込み客数は114人です。率で言いますと0.01パーセント。それから、令和5年度126万9,533人のうち外国人は445人、0.03パーセント。それから、令和6年度は100万479人のうち810人、0.08パーセントでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ありがとうございました。それほどというか、何か0.何パーセントということで、随分少ないんだなということが分かりました。

次の質問に移ります。

町の第3次総合計画、前期基本計画及び後期基本計画には、いずれも観光の現状と課題の冒頭には、「本町は、県立自然公園に指定された養老溪谷、麻綿原高原等の豊かな自然環境や、歴史的価値のある建造物が多く残る旧大多喜城下町、県民の森などのレクリエーション施設、タケノコに代表される特産品など、豊富な観光資源に恵まれています」と記載があります。この恵まれた観光資源をいかに生かすのかが手腕に関わるころだと思えます。

町内にはゆっくりお茶を飲める場所やお土産屋が少ないとか、食べ歩きができるものがないなどの声もあります。観光客のニーズも変わってきているのかと思えますが、観光客が求める観光とは何か、お客を町内に長く引き止めるには何が必要と考えますか、伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） まず、観光とは何かということでございますけれども、観光とは、日常の生活から離れ、観光名所を訪れることやおいしい食事などを楽しみ、癒やしを求め、明日への糧にすることなどと考えております。

次に、観光客の長期滞在するための必要なことにつきましては、大多喜城や養老溪谷、いすみ鉄道など、本町の魅力ある観光施設や資源を生かしたプロモーションなどが一番有効だ

と考えておりますけれども、ご質問のある状況であり、このような状況下でできる取組を考えていく必要があると考えます。

取組といたしましては、休館中の大多喜城の城郭を活用しましたイベントの開催やお城まつりの観光関連事業者と連携したイベント、紅葉やアジサイの名所、町内の自然観光資源のPRなどを行い誘客に努めておりますが、長期滞在につなげる方法として、夜間の演出をPRし、宿泊を伴う本町への観光の促進が考えられます。現在実施しているのは、栗又の滝や山の駅喜楽里での通年でのライトアップ、地域団体による花手水や竹灯籠の設置などが挙げられ、夜間のコンテンツを楽しんでもらうよう観光関連事業者や団体と連携し、観光客の長期滞在につなげるよう努めているところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございました。観光客が長く町内に滞在いただけることにより観光客が地域の消費を拡大させ、宿泊施設や飲食店あるいはお土産屋等での支出により地域産業全体での活性化が期待されることから、大変重要な施策だと思っております。

次の質問に移ります。

第3次総合計画の前期・後期基本計画の観光の現状と課題の中で、多くの観光客を呼び込むための施策として、町全体を案内できるボランティアガイドの養成や案内看板等のハード整備などの記載がありますが、本町に多くの観光客を呼び込むために町が行ってきた施策は何か伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） まず、ハード面でございますけれども、観光本陣や道の駅、山の駅の観光拠点整備、それから房総の小江戸大多喜を掲げた町並み整備などを実施しております。

また、観光客を受け入れるための環境整備といたしまして、既存トイレの整備に加えトイレの新設、紅葉シーズン等における仮設トイレの設置、案内看板の設置などを実施してまいりました。

さらに、観光資源を活用した遊歩道につきましても、小規模な崖崩れなど、突発的な対応や度重なる災害に対して維持管理や被災の受けにくいルートを検討など、観光客が継続的に訪れ、楽しめる観光地を目指して取り組んでいるところでございます。

ソフト面では、城下町案内人の養成やお城まつりや民間事業者との共催によるイベントの

開催、映画やCMなど撮影事業者を誘致するロケーションサービス、町の魅力を発信するための動画コンテストなど町プロモーションにつながる事業を実施し、マスメディアにも取り上げられる機会も増加している傾向となっているところでございます。

また、わくわくカンパニー大多喜、大多喜町観光協会、養老溪谷観光協会など、観光振興を同じ目的とした会社や団体などと連携した事業も展開しているところでございます。

このような取組により、ハードとソフトの両面で誘客に努めているところでございます。以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございます。

次の質問に移ります。

町内には季節ごとに多くの観光客が訪れていますが、町は多様な観光客への対応をどのように行っているのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 多様な観光客ということでございますけれども、外国人や障害者を含めた全ての観光客に対する対応と解釈し、答弁させていただきます。

特に外国人に対応するため、町ホームページ、英語を含む外国語表記に対応しており、パンフレット、案内看板などは英語表記のみでございますけれども対応してございます。

トイレなどは分かりやすい案内表示を基本といたしまして表記し、障害者への対応につきましては、新規に整備したトイレのバリアフリーを採用しております。

また、近年では、町内の宿泊施設も旅館のほか1棟貸し、それから大型テントなど、家族連れやカップル、シニア、外国人、障害者の方々など、多様な方を受け入れる形態の宿泊施設も増えてきております。

今後もハード事業及びソフト事業において、更新時に多言語化や、国籍や年齢にかかわらず、どなたでも分かりやすい表示やバリアフリーなどを考慮して反映していければと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございます。先ほど観光客の中に外国人も入ることなんですけれども、町内にある案内看板なんですけれども、外国語表記の看板が少ないというふうに感じております。一部、日本語表記の下に外国語表記のものもあるんですけれ

ども、案内看板としては外国語の文字が小さくて分かりづらいというふうに感じておりますけれども、そういう看板について改善するという考え方があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） この看板の文字が小さいということでございますけれども、看板の更新につきましては計画的に行っているところでございます。その際、英語表記のみでございますけれども、やはりこれに留意して更新しておるところでございます。どうしても英語表記につきましては文字数の関係がございますので、今後の更新の際には文字の大きさを考慮しつつ、バランスの取れた表記を考えて更新していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございます。できることなら早めの対応をお願いできればと思います。

次の質問に移ります。

国際芸術祭について、日本全国でどのくらいあるのかインターネットで調べてみたところ、現在確認できる国際芸術祭はおよそ15前後存在するようで、代表的なものとしては札幌国際芸術祭、さいたま国際芸術祭、瀬戸内国際芸術祭などが挙げられます。このほかにも北アルプス国際芸術祭や山梨国際芸術祭など、地域独自の国際芸術祭が増えているとのこと。国際的な特徴としては、海外アーティストや国際機関が参加する点が国際芸術祭としての定義とのことでした。

房総国際芸術祭については、本年7月28日に房総国際芸術祭実行委員会の第1回総会が市原市で開催され、基本方針が決定されたことを受け、議員にも関係資料の配付がありました。本件に関しては、一部新聞報道もあったように認識しております。

資料によれば、主催は房総国際芸術祭実行委員会で、参加は千葉県と市原市、木更津市及び大多喜町の2市1町です。

会期は、令和9年3月6日土曜日から5月30日までで、定休日の火曜日、水曜日及びゴールデンウィークを除く64日間であり、会場は市原市、木更津市、大多喜町の各地とのことですが、ここで伺います。

房総国際芸術祭アートミックス×2027とはどのような芸術祭か伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） どのような芸術祭かということでございますけれども、この芸術祭につきましては、過去に市原市、内房5市で行われた芸術祭を引き継ぎ、国内外からアーティストを招き開催し、地域内外の皆様の参画により地域への愛着と誇りの醸成につなげようとするものでございます。

今回は、議員おっしゃるとおり、本町と千葉県、市原市及び木更津市が連携し新たな芸術祭を開催するものでございますけれども、自然や景観、歴史、文化などと現代アートや音楽ライブパフォーマンスを融合することにより、地域の世代を問わず多様な人々の交流を図り、未来につながる新たな価値の創出を目指すことでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございます。

次の質問に移ります。

町は、この房総国際芸術祭に参画することによって、どのような効果が期待されると思いますか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 考えられる効果といたしましては、2市1町の広域的なエリアの中で芸術作品の設置や音楽パフォーマンスの披露などを行うことは、本町にとっても初めての試みでございます。多様な交流人口の増加がまずは期待できると考えております。

また、交流人口の増加に伴い、交通、それから飲食、お土産、観光施設への利用、宿泊など幅広い経済効果が期待でき、特に本町においては旅館の宿泊施設が充実していることから長期滞在へつながることも考えられると思います。

また、地域住民や、特に子供たちにとっては、ふだんあまり見る機会の少ない芸術作品に触れることで想像力や表現力が育つことにつながり、このような視点からも効果のほうを期待できると考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございました。関連ですけれども、町は房総国際芸術祭について、町民へのPRが不足していると思います。数人の町民に芸術祭があることを聞いたところ、知らない、見ていないとの回答でした。新聞報道はあるものの、全町民が新聞を購読しているとは限りません。「広報おおたき」やおおたき通信など、町民の目に触れや

すい媒体を活用し、情報提供をするべきだと考えます。少なくとも、いつどこで何を予定しています、詳細は決まり次第お知らせします程度はPRすべきと考えます。

さて、先ほどの回答の中で、地域住民、特に子供たちが芸術祭に関わることで様々な効果が期待される旨の説明がありましたけれども、周知方法をどのように考えているのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） まず、町民へのPRが不足しているというご質問でございますが、現段階の芸術祭の決定事項といたしまして、本芸術祭の名称であったり開催時期等が決まっているものの、そもそも町民への周知する情報が現在の段階では少ない状況でございます。提供できる情報が整い次第、定期的に参画する4自治体でございますけれども、4自治体と足並みそろえて町のホームページやSNSや広報紙などを活用して、町民に分かりやすいような周知を行っていきたいと考えております。

それからまた、子供たちへの周知につきましては教育課関係の関わりということにもなると思うんですけれども、芸術祭事務局からの情報なんですけれども、今後学校長会議を開催いたしまして、教育活動の一つとして芸術祭の見学をする校外学習であったり、来場者を出迎えるウェルカムパネルの作成などを教育機関に依頼することも考えているそうです。小中高生や大学生や、それから若い世代に興味を持ってもらうような活動を通して周知に努めていく予定であるということです。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） いずれにしても、取っかかりってわけじゃないけれども、ずっと先の話なんだけれども、出せるところ出せないところもあるのかもしれないけれども、こんなことを予定しているよということぐらいは出したほうがいいんじゃないかな、早め早めの対応が必要なのかなというふうに感じます。

続いて、関連なんですけれども、芸術祭の開催会場が市原市、木更津市及び大多喜町の各地ということで、観光客は小湊鉄道やJR外房線からいすみ鉄道の代行バスに乗車して来町する方もおられるのかと考えます。鉄道であれば一どきに多くの観光客を運べますけれども、代行バスの場合はどうなるのかが心配です。芸術祭の開催期間も64日間と長期にわたることや、高校生の登下校にも影響があると思われることから、観光客の足の確保も考慮する必要があるのではと考えます。

期間中は代行バスの増便もあるのでしょうか。町はどのように考えるのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 芸術祭の開催中に本町へ訪れる観光客への移動手段であったり、特にいすみ鉄道、代行バスで足りるのかと、また長期にわたる開催のために高校生の登下校の影響を考慮して代行バスを増やすということの考えがあるのかというご質問でございますけれども、現時点ではどのくらい来場者が見込まれるというのがちょっと分かっておりませんので、議員のおっしゃる課題も当然あると思います。

今後、このような課題につきましては、芸術祭の事務局に提言いたしまして、早めの対策を協議できるように対応を図っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ぜひ早め早めの対応が必要だと思いますので、その辺、足の確保もできるものだったらしておいたほうがいいのかというふうに私は思いました。回答ありがとうございます。

この項目の最後になりますけれども、房総国際芸術祭の進捗状況はどうか、伺います。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） これまでの進捗状況ということでございますけれども、今年の7月28日に、先ほど議員もおっしゃられていましたけれども、房総国際芸術祭実行委員会が設立されました。この中で、名誉実行委員長に千葉県知事、それから委員長に市原市長、副委員長に木更津市長と平林町長がそれぞれ選任されたところでございます。

また、芸術祭の名称につきましては、房総国際芸術祭アートミックス×2027に決定されたところでございます。

また、今回総合プロデューサーに音楽家の小林武史氏、それから総合ディレクターにアートディレクターの北川フラム氏にお願いすることが併せて決定されました。

このような体制の下、本芸術祭事務局につきましては、本町を除く千葉県、市原市及び木更津市職員の6名で運営しているところでございますけれども、これまでに7回の連絡調整会議がございまして、これには本町の職員も私も出席して準備に当たっているところでございます。

そして、これまで北川氏によるアート作品の設置の候補地の視察であったり、小林氏の音楽パフォーマンス候補地の視察や、多方面からの本芸術祭のオブザーバーとしてのご協力を

いただいている方々に対してのツアーなどの開催などを行っているところでございます。

また、今後の主な予定といたしましては、第2回の実行委員会総会の開催、それから芸術家の作家の公募ツアー、イベントがございますので、イベントの開催などを予定しております。

現在のところはこういったことを控えておりますけれども、おおむね順調に開催に向けて業務のほうを推進しているところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございました。本芸術祭は、これから1年以上の歳月をかけて様々な方々がいろいろな計画を練っていくこととありますが、町の新たな観光資源や魅力発見につながる芸術祭となることを期待しております。

続いて、2点目の大多喜城について伺います。

大多喜城が千葉県から町へ移譲されるのは、県が行う耐震改修工事が終了後と記憶しております。大多喜城は、令和3年12月から約5年間を耐震改修工事期間として休館とする旨の説明がありましたが、既に3年半以上が経過しているにもかかわらず、いまだ工事に着手すらできていない状況であり、町民も大変心配しています。

大多喜城の耐震改修工事等の進捗状況について、町は県からどのように聞いているのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） ご質問につきまして、生涯学習課からお答えさせていただきます。

大多喜城の耐震改修工事につきましては、以前から大多喜城再編対策会議にて進捗状況の報告をしております。直近では、今年10月2日に開催し、県の担当職員から進捗状況について説明がなされました。説明によりますと、昨年度までに耐震補強に係る実施設計を終え、今年度は改修工事に係る実施設計を行っているとのことです。来年度以降に耐震補強工事の着工を予定しているとのことです。

今後も県の担当者と連携を密にし、進捗状況を把握するようにいたします。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございました。

次の質問に移ります。

多くの観光客に来てもらうためには、お城からの眺めをよくするのも一つの方法かと思います。お城では、最上階の天守から城下を見下ろすことにはなりますが、窓が小さく格子もあって眺めがよくないと感じています。できることなら最上階に展望台外廊下や部分的な展望台等があつて周囲を眺望できるようにするとか、あるいは格子を減らし、または格子の幅を狭くして眺めをよくする等の対応ができればと考えます。

このほか、お城の周辺の樹木が大きく育ち、周囲からお城が見えにくくなっているため樹木の伐採等が考えられますが、ここで伺います。

大多喜城の耐震改修工事に当たり、町は県に対し、何か要望書等を出しているのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 要望につきましては、令和3年12月に締結された千葉県立中央博物館大多喜城分館の移譲に係る覚書により定められた耐震補強等博物館機能維持のために必要となる改修を前提とした屋根瓦のふき替え、照明のLED化、館内エレベーターの設置、施設内のバリアフリー化などを含めた町からの要望書を令和4年7月に県へ提出してございます。また、現在においても、町へ移譲後に来館者の増加が見込まれるような意匠案を関係各課にて協議の上、必要に応じて県へ要望する予定です。

今後も大多喜城再編対策会議や関係各課で出された意見や要望等は、内容を十分に精査した上で県へ報告していくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 回答ありがとうございました。お城と溪谷の町は本町のキャッチフレーズであり、お城は町のシンボルでもあります。必要な改修工事等を行い、早期の完成を望むものであります。

最後に、町長に伺いたいと思いますが、今年度新たに参画した房総国際芸術祭について新たな観光が期待できると思いますが、町長は本芸術祭をどのように考えるのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今、山口議員からご質問がございました。答えさせていただきたいと思ひます。

正直言ひまして、芸術祭につきましては、今年の初めぐらいでしょうか、私が実は養老溪

谷近辺の方向性を県としてしっかりと打ち出してほしいというお願いに行きました。要するに、各市町でぼつぼついろんなことはしますが、この房総、中房総地区がばらばらだよと、もうちょっと県がイニシアチブ取ってくれという実は話にきました。そのときに、私たちもその辺については考えておりますので、町長、もう少々お待ちくださいというようなお話の後で、実は房総のアート×ミックスやりたいと思っているんだけど、平林さんのところでは参加してもらえませんかという話があったので、そりゃもう真っ先にやりますよと、県と一緒にやるんだったらやりますよという話をしました。多分そういうことも含めて、今年の6月の補正で県のほうの2億5,000万が決まったのではないかなと。

アート×ミックスが、要するに市原と大多喜、木更津もありますけれども、中心になって県がイニシアチブを取ってやるということですので、我々がそこに手を挙げたことで、やっぱり大多喜にはしっかりポイントを置いて、周りじゅうにそこから波及させていきたいということでの決定だったんだろうなということで、あのときにすかさずに、はいつて何も分からないで手を挙げちゃったのはよかったんじゃないかなというふうに今考えてはおります。

基本的に、実際これがトリエンナーレという方法でやるということですから、3年に1回なんですね。1回だけやるわけじゃないので、3年ごとにやりましょうということです。ということは、継続的にこれが進めていくということになりますので、大多喜の知名度、ブランド力のアップには間違いなくなるであろうなということとともに、町内にお住まいのお子様たちもこういうものを小さいうちから見ていって、我々大多喜町というのはこういう国際芸術祭もやるんだよというシビックプライドの醸成にも関わってくるであろうと。

そういうことから、養老溪谷含め、このアート×ミックス含め、当局いろいろと今施策で動いておりますけれども、トータル的に町のブランド化を上げて、住んでいる人間が大多喜町に誇りを持てる環境をつくっていきたい。町に誇りを持てば、例えば大学出て、1回表に出て、少し働いていましたけれども、やっぱり僕は大多喜が好きだから大多喜に帰ろうという人も少しは増えてくるんじゃないかなということで、具体的なお金を出した施策、これもとても大事かもしれませんが、それ以前に大多喜に対する町民愛というか町民の誇りといいますか、そういったものをしっかりと植え付けていくということが、町として行政としてしっかりやっていかなければいけないんじゃないかなというような観点からもこういったことに取り組みたい。

精神論も含め、それから具体的な施策も含め、トータル的に大多喜に誇りを持っていただき、大多喜に住みたい、移住したいという方を少しでも増やせればということで参画するこ

とを決断したということだけお伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 町長、ありがとうございました。私、1回こっきりかと思っていました。これが継続するということは、もう私、頭になかったんですけども、そんな形で継続的に行われるということはすごくいいことだなというふうに思います。

房総国際芸術祭が令和9年3月から3か月間の長期にわたり、本町を含め、会場として開催されます。先ほど町長の話がありましたが、何か心がわくわくするような、そんな気持ちにさせられます。町民にも元気が湧いてきます。町の活性化も期待されます。多くの町民も参画し、記憶にも記録にも残る芸術祭となりますことをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で山口定夫君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、15時5分から会議を再開します。

(午後 2時56分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時05分)

◇ 久保初江君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、10番久保初江君の一般質問を行います。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 10番久保初江です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、農業のこれからの在り方について、今後の在り方について、地域循環の仕組みづくりについてお伺いさせていただきます。

今、日本では、2050年までの長期戦略として、農業と食の世界を環境に優しく持続可能に変えていくためにみどりの食料戦略システムを掲げています。今年の夏、7月31日に、議員の皆様と一緒に千葉市のほうへ参加させていただいた千葉県内の多くの市町村の議員に向け

で開催された議員研修会に行ってきました。講師には、東京大学大学院農学生命科学研究科の特任名誉教授をされている鈴木宣弘さんのお話を聞くことができました。

内容としては、日本の食料の自給率が下がっていること、輸入が増え、食の安全性を危惧していること、農業と地域と経済で地域の循環をさせていくことの重要性など、これからの日本の農業の未来に向けた講演でした。この話を千葉県内の多くの議員の方々と、そして大多喜町の議員さんの中にも農業をされている方がたくさんいらっしゃるのので、その方たちと皆さんと一緒に聞いたことをとてもうれしく感じると同時に、町の自給率のことを考えるきっかけにもなりました。

そして、この間の秋、9月28日、29日の2日間で、これも皆さんと一緒に議員視察で群馬県へ行ってまいりました。そこで3つの道の駅へ行ってきました。あぐり一む昭和と川場田園プラザとみなかみ町の道の駅たくみの里へ行ってきました。

たくみの里では、地域の取組について、社長さんとみなかみ町農林課の課長さんからお話を聞くことができました。たくみの里は、広い集落の敷地全体を生かして、体験型観光と地域産業を組み合わせ、里山エリアとして農業体験や食事、宿泊、景観を生かした散策が楽しめる、地元野菜や果物、加工品などが購入できる販売所があったりと、観光だけでなく農業と食体験と伝統工芸をつなぐ地域循環の拠点となっています。また、みなかみ町としては、この取組をさらに発展させていこうと、今年の4月にオーガニックビレッジ宣言をされました。今、まさに地域の農家の方々と自治体の協働により、同じ目標を掲げて進み始めているというお話でした。

この研修と視察を通して、大多喜町としても地域の農業を中心とした自給と循環の仕組みづくりの重要性を感じています。大多喜町でも、近年は農家の方々の高齢化が進み、この30年間では500件以上の農家さんが減少していたりと、担い手不足が深刻化しています。それに伴い、遊休農地や荒廃地が増え、獣害対策も深刻化しています。そして、町民の食と産業を支え、循環していく仕組みづくりをどう構築していくかがこれからの課題となっています。特に学校給食や地元飲食店、宿泊施設などでの大多喜町産の農産物を活用することは、地域経済の循環と食育の面からも持続可能な地域づくりにとって大変意義があると考えます。

また、現在現役で活動されている農家さんが長年積み上げてきた技術や知恵を、次の世代へしっかりと継承していくこともとても重要だと思えます。新たに農業を志す若者や移住の方が、そのノウハウを学びながら農業を始められる仕組みづくりも必要だと思えます。

こうした背景を踏まえて、私から5つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。地元農家さんの現状の把握と課題についてお伺いいたします。

現在、大多喜町として、町内の農家さんの数や高齢化の現状、また新規就農希望者の方などをどのように把握されているのか教えてください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいまの一般質問に農林課からお答えさせていただきます。

町内の農家数、高齢化の状況につきましては、5年ごとに実施されています農林業センサスにより把握しております。直近の令和2年の農林業センサスでは、大多喜町の農家数、この農家数というのは、一応この調査の定義では、調査期間期日で経営耕地面積が10アール以上の農家を含む世帯、または経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間に於ける農作物の販売金額が15万円以上の世帯を指します。こちらの農家数が577戸であり、労働力、こちらにつきましては、65歳以上が全体の約65パーセントを占めている状況となっております。

その次の新規就農希望者の動向につきましては、農業委員会への新規就農や農地取得の相談、農林課窓口への各種制度の問合せ等を通じて把握に努めております。

最後に、優先的に解決すべき課題としては、農林業従事者の高齢化や担い手不足、あとは有害鳥獣対策が重要であると認識しております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えありがとうございました。65パーセント以上の方が高齢者さんということで、少し驚きました。

次の質問をさせていただきます。

町内の遊休農地や荒廃地の活用についてお伺いいたします。

遊休農地や荒廃地の活用については、今後どのような支援やマッチングを強化していこうと思っているのか。また、農地だけでなく、空き家や空き地も含めて、農業をきっかけに移住促進策として農地と空き家を一体的に活用していくためのお考えや具体的な取組があれば教えてください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） まず、ご質問の遊休農地、荒廃地の範囲につきまして申し上げます。本答弁では、再生利用の見込みが著しく低い土地、例えば既に森林化が進行しているもの、または周辺状況等から農地として復元しても継続利用が見込めないものなど、農業上の

利用増進を図ることが困難な土地は対象に含めないものとして回答させていただきます。

まず、現状認識でございますが、本町におきましては、担い手の減少や高齢化等の影響により、一定の遊休農地等が発生している状況であります。こうした農地の増加は、農業生産性の低下だけではなく、景観悪化や獣害の発生など、地域課題にも直結するものと認識しております。

活用方針と支援、マッチングの強化につきましては3点ほどあります。農地中間管理機構の活用、地域計画の着実な推進、法人等による農作業のアウトソーシング体制の整備などを柱に、遊休農地等の解消と地域農業の持続可能性向上に関係機関連携で取り組んでまいります。土地所有者、担い手、地域の皆様と対話を重ね、実効性のある支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 続きまして、企画課からお答えさせていただきます。

既に空き家バンク等、農地に関する情報提供は、連携を取り、対応しているところでございます。移住を考えている方の中には、規模はともかくとして、作物を栽培することを希望される方がいらっしゃいます。農地等の土地と組み合わせた空き家物件も数は多からずございますが、特に農業経営や農地を希望される方については、まずはその方の農に対する考えや実情を踏まえた上で、農林課が保有する有効な情報や連携先につなぎながら空き家物件をご検討いただいているような状況となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ご回答ありがとうございました。私の住んでいるエリアの空き農地では、その農地の地主さんが都内在住の農家さんの体験の場所として使用してもらっており、週に1度足を運んで農業の体験をされています。そこで大家さんと一緒に交流をして、できたものを一緒に楽しんだり、お茶をしたり、話したりという交流の場として、そういう機会をつくっているのをすごい素晴らしい取組だなと思っております。空き家バンクだけでなく、空き農地バンクとして、これからも一緒に発信していけるような体制づくりや、こういった困っていることが農家さんにあるのかなど聞きながら進めていただければいいと思っております。

こうして大多喜町に農業で体験で来てくれる方が増えるだけでも、農業に興味を持って移住につながっていくのではないかと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。遊

休農地や荒廃地をこうして少しでも活用してもらえよう取組を、農家さんと地主さんを変えて話し合っていていただけたらと思います。

続いて、3つ目の質問になります。

若者の移住者の就農についてお伺いさせていただきます。

農家の担い手となる若者や移住者の就農を増やしていくために、近隣の自治体では地域おこし協力隊の制度を農業分野で受け入れて、現場で技術を学びながら定着につなげていたり、地域ブランドづくりを進めている例もあります。大多喜町として、今後農業分野に特化した次世代の担い手や、加工や販売に関わるような地域おこし協力隊制度の活用は検討されているのか、またこれに対してどのような課題があるのかを教えてください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） まず、本町の地域おこし協力隊の現状について申し上げさせていただきます。

まず、今年度から、新たに受入れ団体委託型の隊員を任用しまして、放置竹林の整備、地域資源の発掘、食香バラ、ローゼルの栽培及び商品化に向けた調査・研究、情報発信など、様々な町の課題に取り組んでいただいております。あわせて、有害鳥獣対策、林業分野でも隊員を任用しまして、現場課題の解決と人材育成を進めております。

ご質問の農業分野に特化した協力隊の活用につきましては、現在任用中の隊員が、先ほど申し上げたとおり地域資源の発掘から加工・販売、情報発信まで幅広く従事していることから、まずは任用期間中の活動の充実と成果が分かる形で整理・発信してまいりたいと思います。

現時点では農業分野において追加的な受入れ枠の設定は想定しておりませんが、今後活動成果や地域での受入れ体制を踏まえ、必要性や実効性を見極めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えありがとうございました。1人今いらっしゃるということで、その方の活躍を期待していきたいと思っております。

それと、今後ももし必要性があれば農業の分野で地域おこし協力隊を活用していただけるということで、地域おこし協力隊による農家支援には様々なアプローチがまずあると思います。

一つは労働力の提供と技術習得で、これは農業に対して直接労働力として仕事に従事して、作業の効率化や負担軽減に貢献しながら栽培技術や経営を学んで継承の準備をするということができるとのこと。

2つ目は、経営や販路の拡大の支援です。先ほどの食香バラやローゼルの方と同じような形だと思うんですけども、農産物のブランディングやオンラインショップ、マルシェ出店といった新しい販路の開拓やSNSを活用した情報発信などです。

3つ目は、もう継承者さんのいない農家さんに直接従事してやっていけるスタイルもあるかなと思っているのですが、そこでその土地を引き継いで継承していくというスタイルもあると思います。

そして、私がちょっとお伝えしたいなと思うのは、もう一つで、新しい担い手のマッチングの支援というんですかね、地域内外の人材と農家さんと役場をつなげるハブ的なポジションになってくれるような、入ってきていきなりすぐは難しいと思うんですけども、役場の方とも知り合って、地域の農家さんのニーズも把握して、そして農家をやりたいという方をつなげていけるような存在となる地域おこし協力隊という存在も、ほかの林業の分野なんですけれども、ほかの地域には存在していたりしてすごく活躍されている方もいらっしゃいます。そういった農業分野のネットワークをつくっていくような地域おこし協力隊の呼び方というものもあると考えますので、ご検討いただけたらと思います。

地域おこし協力隊は、令和5年度は全国で7,200人と過去最多となって広がりを見せています。地域の発掘と一緒に考えていける仲間を増やしていけるという観点からもすばらしい取組だと思っておりますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

続いての質問なんですけれども、ちょっと1つ飛ばして、最初に有害獣対策についてお伺いさせていただきたいと思います。

有害獣対策について、町内では、キョン、猪、猿などによる農作物の被害が年々深刻化しています。先ほども重大な課題だと課長さんがおっしゃっていたんですけども、これはやはり農家さんにとって大きな負担となっている中で、捕獲体制の強化や電気柵設置などの地域全体で守る体制をどのように検討しているのか。また、現在行っている支援のさらなる拡張を考えているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 有害鳥獣の農作物被害が年々深刻して、営農意欲の低下にもつながりかねない重要課題であることは、先ほど申し上げたとおり重々認識しております。現在、

町では、春、秋、冬の有害鳥獣一斉捕獲をはじめ、通年の随時捕獲、キョン捕獲パトロール、猿の大型おり捕獲を実施するとともに、耕作放棄地などのやぶを刈り払いによる緩衝帯の草刈りを地域の協力により継続しております。防護面では、個人の農地、宅地における防護柵の整備への補助金、団体による面的な防護柵整備の国の交付金を活用した支援を実施しております。あわせて、町の鳥獣被害対策実施隊を各地区に配置しまして、地域住民と連携した被害対策の推進や防護柵設置後の維持管理の徹底について助言、周知をしております。

一方で、捕獲従事者の高齢化や担い手不足により、体制の量的な拡大は難しい状況となっております。このため、効果の維持と効率化を両立する観点から、センサーカメラ等による出没情報の見える化とか、通知機能つきの箱わな等、ICT機器の導入をしまして、見回りの頻度の最適化と負担軽減を図っております。さらに、集落、圃場単位での連続的な電気柵、金網柵の面的整備と緩衝帯の計画的な草刈りを継続することで、侵入の抑止効果の底上げを図ってまいりたいと思います。

拡張の考え方につきましては、今、実際、量的な拡大が難しい一方で、ICTの活用、面的防護と維持管理の徹底により、労力を抑えつつ現行の水準の効果を確認しまして、可能な範囲での改善に進めてまいります。

最後に、有害鳥獣対策は町のみで完結するものではなく、官民一体での総合的な取組が不可欠です。引き続き関係機関並びに地域の皆様と力を合わせ、実効性の高い対策を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ご丁寧なお答えありがとうございました。私の家のすぐ庭先も、ずっとセイタカアワダチソウやススキなどがぼさぼさに生えていてキョンのすみかになっていたり、キジが卵を産んでいたりと、害獣のすみかになってしまっているんだなというところを最近刈って広げて、そうしたらやっぱりそういった動物が来なくなったなという印象はあるんですけども、箱わなとか、さっきICTを入れるとかありましたけれども、その箱わなというのは、例えば私の家の庭先に置きたいですって言ったら、お借りして、自分で設置して置くことができるんでしょうか。それは、何かやっぱり猟友会に入っている方とか狩猟の免許を持っている方でないとその箱わなの設置はできないのかどうか教えてください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） わなの設置は、原則狩猟の免許を持っている方が設置することと

いうふうになっています。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。じゃ、その箱わなを設置したいとか、あとは普通にくくりわなとか設置したいという場合は、農林課へお尋ねすれば困ったときは設置していただけたりするのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいま議員がおっしゃるとおり、まず農林課のほうにお電話していただきまして、それで農林課のほうからそちらのわなを、狩猟免許を持っている方に連絡をしまして設置しに行くという形を取っております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。狩猟の方も大分高齢化されているという話だったので、若手の狩猟できる方をどんどん増やしていける体制をつくっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

そして、最後の質問です。

環境負荷の少ない持続可能な農業の呼びかけについてお伺いさせていただきます。

冒頭でお伝えした国の進めているみどりの食料システム戦略では、環境負荷の少ない持続可能な農業への転換を進めております。

先日、議員の皆様と町長さんと皆さんで行ってきたみなかみ町の取組を少しご紹介させていただきますと思います。

みなかみ町の循環の仕組みづくりのお話では、地域のごみを回収する際に生ごみだけを別の袋で回収しています。そのごみを、堆肥を作っている堆肥場を設けて、堆肥場に運ばれて、そこで土づくりをして栄養たっぷりの土を作ります。その土を活用して、皆様、町内の方が作物を育てていきます。できた食べ物を皆さんが買って食べていく、旅館に卸してお客さんが食べる、飲食店で食べていくという仕組みづくり、そこでまた出たごみを同じように繰り返していくという循環型の仕組みをつくっておられます。

また、有機農家さんは初めはゼロだったということだったんですけれども、アンケートやお声がけをしていくことにより17組の農家さんが有機栽培への取組に興味を持ち、取組に参加していきたいというお話があったそうです。そして、オーガニックビレッジ宣言というのに行き着いたそうなんですけれども、町としてやっぱりビジョンを示すこと、こうやって循環させて皆さんで育てていきましょねというビジョンを示したことで人が集まってきたと

いうお話をいただきました。

そして、もう一つ、お隣のいすみ市のお話なんですけれども、今市長がちょうど入れ替わった頃ですが、前太田市長が取り組まれていた有機栽培のお米を給食に取り入れていくという活動についてちょっとお伝えしたいと思います。

3月に私たちも仲間と一緒に「夢みる給食」という上映会を開かせていただいて、この議場の中にも何名かご覧になられた方もいると思うのですが、そこで太田市長の取組が上映されていました。

かつて全国的に絶滅したコウノトリを生物多様性のシンボルとして位置づけて、コウノトリが飛来できる環境を維持・創出するために自然と共生する里づくり連絡協議会を立ち上げて、市民、農家、行政が連携して環境に優しい有機農業を推進して、有機米のいすみっこを学校給食に提供したりブランド化して販売しています。2014年にいすみ市からの声かけによって、賛同し、有機栽培へ転換に取り組みたいという思いの農家さんが集って、民間への稲作研究機関の指導を受け、水稻有機栽培の実証事業が始まりました。試行錯誤を経た翌年の2015年には4トンの有機米が取れ、2017年には42トンの学校給食の全量に当たる有機米を生産できるようになりました。

有機農地がいすみ市もゼロだったところから4年間で1つの有機農地を形成できるようになったということで、ここにはやはり地元の自然や農業を未来に残すためのチャレンジだ、コウノトリが飛来できる環境をつくろうという共通のビジョンがあったということと持続可能な栽培技術があるということを経験から教えてもらって、それが浸透していったことが有機米の発展につながっていったのだと考えられます。

何が言いたいかというと、同じビジョン、共有のビジョンをみんなで持って、そこに進んでいく姿勢を町側として皆さんへ提供していくというんですかね、ビジョンをつくっていく、そういう活動をしたからこそ皆さんが今進んでいく、みなかみ町もみんなでやっという気持ちになったり、いすみ市もそれをちょっと成し遂げ始めてきている。まだまだ全量には全然いなくて、まだまだ少ないけれども、これから野菜も含め、給食に提供していくという姿勢で進めているそうです、いすみ市では。

そういったことを踏まえて、大多喜町でこの戦略に対して、農業や地域の事業者さんがどのように考えているのかを把握して連携していくことが大切だと考えております。また、栽培方法や技術を身につけ、実践していけるような体制づくりも重要だと思います。

環境負荷の少ない農業へ転換していくことに対して、農業者さん、飲食店さん、宿泊施設、

販売店さんなどと一緒に1つのビジョンを共有していけるような仕組みを構築することも大切だと考えますが、この取組についての呼びかけ、またはアンケートを行っていく考えはありますか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 最初に、1つのビジョンを共有する仕組みづくり、こちらについてですが、ご提案の趣旨は大変重要と受け止めております。しかし、現時点では共通の基準や運用など整理すべき点が非常に多く、準備が整っていないのが実情です。経営規模も作目も多様な本町の実態に合わせるため、まずは内部整理等、関係者間の調整を進めて、体制が整い次第、段階的に進めてまいりたいと考えております。

次に、取組の呼びかけアンケート、こちらの実施についてですが、十分な準備が整わないうちに広範なアンケートを行いますと、回答の負担や期待のみが先行しまして十分に活用できないおそれがあります。このため、当面は新たな一斉アンケートは差し控え、直売所や普及指導機関との日常的なやり取り、あと個別相談、現地指導など、既にある対話の場を通じて関心や課題の把握に努めてまいりたいというふうに思っています。その上で目的や活用先が明確になり、受皿が整った段階で、必要な範囲に絞った形での実施に向けた調整を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。今のお答えいただいたのは、みどりの食料システム戦略に向けて進んでいこうと示されているという認識でよろしいですか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 今、ちょっと説明の中でも言いましたけれども、まずはいろいろな今の現状の対話をした中で、農家さんとか、そういうところでいろいろ情報収集した中で段階的にということなので、そこを進めるという形ではないというふうに思っております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。みどりの食料システム戦略が掲げる柱についてちょっとお伝えしたいと思うんですけども、先ほど有機農業、有機農業って何度も言って、オーガニックビレッジ宣言だ何だ言っていましたけれども、その話だけを聞くとオーガニックビレッジ宣言というのは有機農業をするみたいな形のことに聞こえてしまうかもしれないんですけども、もともとはみどりの食料システム戦略というのは農業の分野には間

違いないんですけれども、そのほかとして地域資源の活用や地域資源の森林や竹、バイオマスの循環利用や地域ぐるみの脱炭素化のことや持続可能な農村づくりという里山を循環させていくという取組に対しての戦略でもあるということが挙げられます。

この戦略についてなんですけれども、町長さんは大多喜町の農業の在り方について、どういったビジョンを掲げているのか。この戦略についてじゃなくてもいいんですけれども、大多喜町の農業について。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 久保議員のるるいろいろとご発言聞かせていただいて、農業がとても好きなんだろうかと、農業が好いていただいているのはとてもうれしいなと思っております。

ただ、私も40年以上、農業者と共に一緒に生活をしてまいりました。例えばみなかみのオーガニックビレッジ宣言も、僕は正直あのときに、私の認識とは違うなって本当は言いたかったんですけれども言わなかった。というのは、有機農業というのは、本来は3年間は絶対に化学肥料は使っちゃいけない。3年間は農薬は使っちゃいけない。そこから初めてベースができて、そしてそこからまた肥料も、要するに化学肥料、化学農薬は使わないというのが大前提なんですよね。それを聞こえがいいから使っているのかよく分かりませんが、とにかくあの話の中には無理がいっぱいあったんですよ。

例えば生ごみを持ってきました。じゃ、生ごみを堆肥にします。簡単に言います。生ごみは毎日出てきます。毎日出てくる生ごみを、どうやって切り返し切り返ししながら完熟化させるの。よほど大きなブロックがあって、1日目に出たもの、2日目、3日目。大体生ごみを完全な堆肥化するに3か月から半年かかるんです。時期によって違うの。発酵度合いが違うからね。あれはあそこだけ聞いて、あれに感化されちゃいけないんじゃないかなって僕は思っています。

特に久保さんがおっしゃっていただいでいて、確かに有機農業とかは本当に体にもいいでしょう。だけれども、今の現状としては、非常に農業を、農家としてなりわいとして農業を考えるか、それとも趣味の延長で農業を考えるか、そのまず出発点で大きな違いが出てきて、それが右に行ったり左行ったり交錯すると、多分これは元も子もないだろうかと。

若い方たちが憧れだけで農業に入ってきました。ここは田んぼがほとんどで畑もないところで、年1作の農業でどうやって本当に食っていけるのか、とにかく慎重にやっぱり現実問題としての話をしっかりしながら農業としての難しさも十分踏まえていただいて、腹を割

って、農業ってこんなもんだぜ、でもいいか、一緒に俺たちもやるよ、だからやれるか、分かりましたという人だったらいいんですけども、何となく憧れでほわんと来てやれるかって、そんなもんじゃない。

私も実際、本当に50年近く農業関係はやってきていましたけれども、自分のうちでも実はシイタケを栽培しました。会社でね。毎年1,500万近くの赤字を出しました。もう15年ぐらいいやっているかな。多分2億円以上のマイナスがかさんでいます。そのくらい農業って難しいの。資本力があったり技術力があったり、いろんなことがないと本当に難しい。だから、憧れはいいよ、本当にいいし、そういう気持ちは捨て切れないんだけど、なかなか難しいかなというのがちょっと僕、本音です。

ちばエコ農産物とか全農東京がやっている東京エコ農産物とかという、要するに肥料とか農薬ね、それから化学肥料を半分以下に落として作りましょうということでやっている推移を見ますと、実は私どもが両方の全農にエコシールをつくって配っているの分かってはるんですけども、毎年毎年枚数が落ちていきます。これは採算が合わないということ。農家さんたちはみんな基本的に今までの慣行農業に戻ってしまっている。だから、憧れとなりわいとして食べていこうという人とのバランスをどう取るかということも大事なんだろうなと思う。

今、お米ですら、ちょっとこれだけ値上がっただけで皆さん米離れ米離れ、じゃ野菜もどうのこうのという、とてもなかなか辛辣な話になってくるのかなって思いますので、決して諦めているわけではないですけども、やっぱり買う側の土壌がしっかり出来上がらないと、なかなかエコ農産物で食べていけるようになるというのは非常に難しいかなというふうには思っています。

それから、あともう一つお話ししたいのは、実は自給率のお話をされておりましたけれども、自給率は昭和四十七、八年ぐらまではカロリーベースと売上げベースという2つの自給率が出ていたんです。ご存じでしょうか。知らないですよ。何でその売上げが、要するにカロリーベースと売上げベースになっていたのが今自給率がカロリーベースだけになったかというのは、昭和46年か47年あたりにアメリカがオレンジと牛肉を輸入しなさいよ、日本は、俺たちがこれだけ車買っているんだからということで押しつけてきたんですね。そのときに、オレンジも牛肉も、要するにこっちは農家さんいっぱいいますからね、それを買いたくないのでいろいろ考えたら、そうだとカロリーベースで計算するとあれだな、もう非常に自給率が低くなるなということを経済省がうたったのね。そのためにカロリーベースというの

は出てきた。

カロリーベースの流れには、牛や豚や鶏とかも結構日本でたくさん作っているんだけど、日本で作っているんだけど、牛や豚や鶏にやる餌を実は海外から輸入しているから、これは日本で作っているんだけど日本産じゃないよという話になっているわけね。だから、要するにお肉とかのカロリーは高いので、実際だと。でも、本当にそんなものかなとも思うし、だからカロリーベースで見ると37パーセント、38パーセントになっていますが、売上げベースで見ると日本はまだ60パーセント前後、私がやっていた10年前は65パーセント以上ありました。自給ベースでね、売上げベースで見ると。だから、そういったこともやっぱりよく見極めて全体で見ないと、そこの1つだけ見ちゃうとちょっと誤った方向に向いちゃうかなというふうに思っております。

まだ円がドル100円とか百ちょいちょいの頃で、売上げベースで世界の売上げの、農産物ね、農産物の売上げを世界で国別のランキングをすると、実はアメリカが1番で、日本は全世界で農産物の売上げは8位だったんですよ。当時8兆円以上あったの。パナソニックと同じぐらいあった。ただ今、非常にドル換算でいくと落ちていますがけれども、そのぐらい日本は決して変な農業をしているわけでも何でも無いということで、国の施策とかが含めた中で、実はカロリーベースの自給率、日本人は自虐的だからついついそっちにいつっちゃうのね。

だから、その辺をもうちょっとみんなも勉強して、だってスーパー行ったら、実際問題野菜見たって、そんなに外国産の野菜ばかり、だって37パーセントっていったら63パーセントは海外の食べ物になっちゃうわけだけれども、そんなことないでしょう。その辺を考えてみるとどうなのかなって。

ただ、久保さんが言っているような、本当に例えば自分たちで食べるのであれば有機農業的なもので自分の家族はしっかり守ってあげたいなって思うことも大事だと思うし、これからもお互い一緒になって勉強し合って大多喜町の農業をよくしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。農業に関しては町長には頭が上がりませんが、この自給率や有機栽培の話とか自然栽培とか環境に負荷をかけない栽培というのを広げていけばいいなとは思っているんですけども、大多喜町の農地に対しての環境負荷をかけない農地を広げていくという部分に対してのお考えや、観光資源、地域資源を循環させ

ていくのを生かしていく地域全体の取組としてはどのようにお考えなのか、もう一度聞かせてください。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 環境負荷が大変かかっているというのは、要するに1つの畑で作物が育っていく中で、必要以上の化学肥料を費やしたり、必要以上の農薬を施す、それが地面に入って行って環境負荷を大きくする。ですから、逆に言うと、これだけの野菜をこれだけの土地で作ったときに、どのぐらいの窒素、リン酸カリを入れたらいいのかという勉強がまず僕は最初だと思っています。そして、そこでしっかりとその作物で十分吸収できるというところでいけば何ら地面の中に残るわけではないので、そういうところからしっかりと農業を勉強していかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。そういった勉強を、私みたいなまだ農業を全然知らない、けれども有機農業や自然栽培や環境に負荷をかけない農業をやりたいという方が、もしヒアリング、課長さんがさっきおっしゃってくれていた農業者さんとかに対して、これからは企画課のほうに来た農業をやりたいんだという方とか含めて、こういった農業をやっていききたいという若者がもし増えてきたときに対して指導をしてくださる機関があったりとか、先ほどのお勉強したほうがいっておっしゃっていたんですけれども、勉強と一緒に教えてくださる方、指導者がいると、すごく初めてでも、失敗、もちろんすると思うんですけれども、重ねていけばいずれちゃんと作れるようになるのかなと思っているのですが、そういった取組をもっと町としてやっていけるようにしていくためにですけれども、大多喜町でもオーガニックビレッジ宣言をするのはどうかなというご提案をちょっとさせていただきたいんですけれども。

オーガニックビレッジ宣言、先ほど言いましたけれども、有機農業の推進というイメージがとても強いかもしれないんですけれども、環境に負荷の低い農業の推進と地域資源を生かした循環モデルの創出というのが真髓にありまして、現状で今有機農業を営んでいたり自然栽培を営んでいる農家さんは、それで生計を立てている方はゼロということもあるのですが、誰もいなくてもこれから向いていくぞという姿勢を示すことが、町全体としてその姿勢を示していくという意思を表明することで賛同者が集まってきたりするのではないのかなと思うんですけれども、その点について、今後大多喜町としてオーガニックビレッジ宣言を進めていただけたらうれしいなと感じております。

そのオーガニックビレッジ宣言をすることについてのメリットをちょっとお話しさせていただきます。

宣言をしたら、その後、農家さんや事業に対して国や県の補助金の支援が受けやすくなります。そして、補助金制度を活用して、そういった有機栽培や自然栽培の希望者の方を呼び込むこともできるようになります。住民や観光や教育との連携が取りやすくなって、農泊体験、給食、竹や木材などの活用など、農業以外の資源も巻き込んでいけるようになります。そして、里山循環モデルの先進地域として大多喜町をブランディングしていけるというメリットがあると思います。

そのメリットを生かして移住者を呼び込めたりすることも可能かなと思っているのですが、大多喜町としてオーガニックビレッジ宣言をしていくメリットをもし感じることができるのであれば、これからの10年間の大多喜町の発展に向けて、令和8年からの計画が始まろうとしている今だからこそ、農業を軸に地域資源を生かした循環を目指して、大多喜町のみんなで作る持続可能な住みやすいまち大多喜を一緒に考えて進めていくような一つのビジョンとして、オーガニックビレッジ宣言という意思表示をしていただけたらと思っています。

このオーガニックビレッジ宣言を自治体が国へ意思表示をするのはゼロ円でできる宣言です。やりますって言えば、もうそれこそオーガニックビレッジ宣言になります。12月8日は有機農業の日ということで、ぜひここにいる皆様でオーガニックビレッジ宣言のことを真剣に考えてみていただけたらと思っています。どうぞよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で久保初江君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時57分)

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 2 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和7年12月4日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	木村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	渡邊陽二君	生活環境課長	磯野淳一君
会計室長	須藤明実君	教育課長	浅野健二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	佐藤さおり
書記	市原和男		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第60号 指定管理者の指定について
- 日程第 2 議案第61号 大多喜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第62号 大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第63号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第64号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等に関する協議について
- 日程第 6 議案第65号 大多喜町第4次総合計画の前期基本計画を定めることについて
- 日程第 7 議案第66号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第67号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） おはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。よろしくをお願いします。

(午前10時00分)

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第60号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） それでは、議案第60号についてご説明します。

1ページ目をお開きください。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。B&G海洋センターとテニスコート及び野球場等のスポーツ施設については、民間事業者の多様な知見や柔軟な発想を活用し、より効果的、効率的な運営を行い、さらなる利用サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入しており、令和6年7月から特定非営利活動法人ESDGZ OTAKIに管理を委託しております。

当該指定期間が令和8年3月末をもって満了となることから、4月以降の指定管理者を募集したところ、現指定管理者のESDGZ OTAKI 1者から応募がありました。これについて、過日行いました指定管理者選定審議会において審査した結果、同者が次期指定管理候補者として選定されたことから、特定非営利活動法人ESDGZ OTAKIを指定管理者として指定したく、今回議案を上程させていただくものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

指定管理者の指定について。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定

により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設。

B & G海洋センター、多目的広場、野球場、雨天練習場、テニスクエア。

2、指定管理者。

特定非営利活動法人ESDGZ OTAKI代表、吉川智之。

千葉県夷隅郡大多喜町大戸433番地。

3、指定期間。

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

以上で、指定管理者を指定することについての提案説明を終わります。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 本件につきまして、昨年令和6年7月1日から指定管理になったと思うんですけども、その指定管理者の指定をするときに、大多喜町スポーツ施設の管理に関する基本協定書（案）というやつを頂いているんですけども、その中で、第28条のモニタリングという項目がありまして、モニタリングの実施ですか、それで、甲、乙、甲は大多喜町で乙が指定管理者ということになりますけれども、乙は毎月終了後14日以内に管理業務の実施状況に関する事項とか、実施事業の実施状況に関する事項等々、7項目にわたって業務報告書を提出することになっています。

また、このほかに毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出するということになっていて、甲、町は、その31条なんですけれども、評価の実施というのがあって、毎年度終了後、第28条に規定するモニタリングの実施及び第30条に規定する事業報告書の審査により、乙の業務の実施状況について評価を行うとありますけれども、これの評価の結果というのはどうであったか、伺うことができればと思いますが。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 月に1回評価は行っているんですが、ちょっと今手元に評価の結果報告は、すみません、持っていませんので、後ほど回答いたします、すみません。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第2、議案第61号 大多喜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。なお、説明は着座にて行うことを許します。

教育課長。

○教育課長(浅野健二君) それでは、議案書3ページをお開きください。

議長のお許しをいただきましたので、着座にて失礼いたします。

議案第61号 大多喜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由をご説明いたします。

このたび、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関する規定が新設されました。こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、保護者の就労形態やライフスタイルに関わらず、全ての子育て世代への支援を強化することを目的として創設されたものであり、全国の全ての自治体で実施されることとなっています。

また、児童福祉法においては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で

定めなければならない旨が規定されております。これを受け、本町においても当該基準を明確にし、事業の質と安全性を確保するため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものであります。

それでは、本文の説明をいたしますが、条文の朗読を省略し、条文の概要を説明させていただきます。

大多喜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

まず、第1条では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めたものでございます。

第2条では、用語の定義について定めたものです。

第3条では、最低基準の目的について定めたものです。

第4条は、最低基準の向上について定めたものであります。

第5条は、乳児等通園支援事業者が最低基準を向上させることについて定めたものです。

第6条は、乳児等通園支援事業者の一般原則について定めたものです。

第7条は、非常災害の対応について定めたものです。

第8条は、安全計画の策定について定めたものです。

第9条は、利用乳幼児の送迎について定めたものです。

第10条は、職員の一般的条件について定めたものです。

第11条は、職員の知識及び技能の向上等について定めたものです。

第12条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定めたものでございます。

第13条は、利用乳児を平等に取り扱うことについて定めたものです。

第14条は、虐待等の防止について定めたものです。

第15条は、衛生管理等について定めたものです。

第16条は、食事について定めたものです。

第17条は、重要事項に関する規定について定めたものです。

第18条は、帳簿の整備について定めたものです。

第19条は、秘密保持等について定めたものです。

第20条は、苦情への対応について定めたものです。

第21条は、乳児等通園支援事業の区分について定めたものです。

第22条は、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準について定めたものです。

第23条は、従事する職員の基準について定めたものです。

第24条は、特例保育の基準について定めたものです。

第25条は、乳児等通園支援の内容について定めたものです。

第26条は、保護者との連絡について定めたものです。

第27条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について定めたもの
でございます。

第28条は、規定の準用について定めたものです。

第29条は、電磁的記録について定めたものです。

第30条は、委任について定めたものです。

次に、附則でございます。

本条例の施行期日は公布の日から施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） すみません、認識が足りないんだと思うんですけども、本条例に定
める施設というのは、町内にあるんでしょうか、それとも、町がこれをやるということなの
か、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大多喜町でいいますと、この事業について該当する施設は、現在利用しております保育園
のみつば保育園とつぐみの森保育園でございます。2園が対象の施設となります。また、こ
の条例を定めたことによりまして、いわゆる一般のいろんな会社で行っている小規模な保育
園とかも認定を受けることができますので、そのためにこの条例を整備したものでござい
ますが、現在、大多喜町で該当する施設は、保育園の2園のみとなります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ページ4ページの第4条の中で、事業者は最低基準を超えてというこ

とありますが、最低基準というのはどういう基準があるのか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいまのご質問の回答ですが、この条文によります最低基準というのは、第3条でうたっているんですけども、最低基準は明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するということで、衛生的な環境ですね。まず、施設の衛生的な管理基準、それと職員が適切に乳幼児を支援するために研修を受けたりとかする、そういったことをやるというところのものが最低基準としてうたわれております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 仮にということはないけれども、町が行うとすると、これをやることによってどのくらい人数が増えるのか。また、それが増えたことによって、職員が不足するとか、場合によっては増員しなくちゃいけないとか、結構職員に定める基準も何か条件がいろいろ厳しいようなんですけども、現在の職員でそれができるのかどうか。そういうものも含めて伺えればと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） まず、大多喜町の保育園で行っている保育士の先生は、そもそもこの保育士の資格を有しておりますので、その保育士の資格を有している方が、さらにいろんな研修を積むことで、今の現状の体制で、このこども誰でも通園制度を行うことは、サービスを行うことは可能となります。

今現状の大多喜町の保育園の実情なんですけれども、まだいわゆる職員1人に対して、それぞれの適用年齢に応じた児童を見れる数があるんですけども、それにまだ余裕がありますので、その余裕の範囲内であれば、特に職員の数を増やしたりとかということは、今のところ現状考えておりません。その中で対応できる園児を受け入れるということで考えておりますので、今のところは職員を増やすとかということは考えておりません。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 議員の皆様申し上げます。質疑をされる場合、議案書のページ数を指定してから質疑されるようにお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） すみません、どこの場所という指定ではないんですけれども、現行今保育園が2園あって、この条例の中に示したような範囲の中でそういった運営がされているんだろうと考えているんですけれども、先ほど説明の中で、この条例を定めることによって、民間事業者等が行う小規模の保育園といいますかね、保育施設というんですかね、そういったものも認定を受けることができるという説明があったんですけれども、もし認定を受けた場合、認定されたものに町のほうから何かしらのアクション、例えば補助をするんですとか、そういったものが発生をするのかお聞きしたいんですが。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいま、まだちょっとこれ、条例をまず整備した上で、今後より運営に関する規則等は定めなければいけないんですけれども、今現時点では新たにそういうのをこの条例に基づく基準を設けられる、そういった新たな施設の事業者の方が手を挙げてきたときには、今後そこに対する支援はちょっとまた今後検討という形で今のところは考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ページ数5ページの第7条の2項目の乳幼児等の通園支援事業者は少なくとも月に1回避難及び消火に関する訓練を行わなければならないという安全計画の策定がありますけれども、これは今現在も月に一度この訓練等が行われているんですか、それとも、これから新しくやるものなのか教えてください。園児も含めてお願いします。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 現在みつば保育園とつぐみの森保育園、両園ともに定期的に避難訓練、通常のいわゆる災害とかの避難訓練だったり、不審者の避難訓練とかは定期的に今も行っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第3、議案第62号 大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。なお、着座にての説明を許します。

生活環境課長。

○生活環境課長(磯野淳一君) それでは、説明に移らせていただきますが、着座にて説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第62号の説明をさせていただきます。

議案つづり17ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、町内における太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し、必要な事項を定めることにより、災害の発生の防止、豊かな自然環境と生活環境の保全、そして良好な景観の形成など、地域環境との調和を図ることを目的に制定しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例を次のように制定する。

条例の説明につきましては、条文の朗読を割愛させていただきまして、条文の概要のみ説明させていただきます。

大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例。

第1条は、この条例の目的を定めたものとなります。

第2条は、この条例で使用する用語の定義を定めたもので、第1号では太陽光発電設備について、第2号では太陽光発電事業について、第3号は事業者、第4号は事業区域について定め、第5号は隣接住民、第6号は地域住民、第7号は土地所有者等を定めるものです。

第3条は、この条例の目的を達成するために、町が必要な措置を講ずる責務を定めるものです。

第4条は、事業者の責務として、第1項は関係法令等及びこの条例の遵守、第2項は自然環境等の保全と地域住民との良好な関係の保持、第3項は太陽光発電設備を建築物等から50メートル以上離して行うよう努めること、第4項は安全対策、保守点検及び維持管理を実施し、事故や苦情等が生じたときは直ちに必要な措置をとり、誠実に解決に当たること、第5項は事業を廃止したときは解体等を行う責務を定めるものです。

第5条は、土地所有者等の責務として、事業区域の適正管理とこの条例の目的に反するおそれがある事業者に土地の使用をさせないよう努めることを責務として定めるものです。

第6条は、町民の皆様に町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めることを定めるものです。

第7条は、太陽光発電設備の設置が望ましくない区域として、設置規制区域を規則で指定することを定めるものです。

第8条は、太陽光発電設備の適正な設置、太陽光発電事業の適切な維持管理を行うために、あらかじめ事前協議を実施することを定めるものです。

第9条第1項は、地域住民等への説明会を開催し、その結果を町長に報告すること、第2項は地域住民等の質問に誠実に回答すること、意見等があったときは、事業計画に取り入れるよう努めること、第3項は説明会実施後に再度説明を求められたときは十分な話合いの機会を設けなければならないことを定めるものです。

第10条は、この条例により隣接住民と地域住民に同意を得ることを義務づけるものです。ただし、地域住民の同意を許可条件とする場合は、事業者の財産権を過度に制限するものとして無効であるため、規則では土地または建物の所有者の所在が明らかでないとき、地域住民等が事業者の説明または協議に応じないとき、地域住民等から同意しない合理的な理由が示されないときや共有地の場合で全員に同意がもらえない場合等を定めるものとします。

第11条は、協定の締結について定めたもので、第1項は事業者がこの条例の目的を達成す

るために行政区から協定の締結を求められたときに協定の締結をすることを義務づけるものです。第2項は協定を締結したときは町長に協定書の写しを提出すること、第3項は設備を第三者に譲渡するとき、または貸し付けるときは、この協定の効力を承継させなければならないことを定めるものです。

第12条は、太陽光発電事業の実施許可について定めたものです。

第13条は、許可を受けた事項を変更しようとするときの変更の許可について定めたものです。

第14条は、事業区域内に標識の設置を義務づけるものです。

第15条は、設置工事が完了した際の届出等について定めるものです。

第16条は、太陽光発電事業の廃止等について定めるものです。

第17条は、事業者からその地位を承継した者の届出について定めるものです。

第18条は、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者へ被害の発生のおそれがある場合の現況確認と措置、安全対策の結果を報告することを定めるものです。

第19条は、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告や資料の提供を求めることができることを定めるものです。

第20条は、立入り調査について定めるものです。

第21条は、指導、助言、勧告について定めるものです。

第22条は、命令について定めるものです。

第23条は、許可の取消しを定めたものです。

第24条は、命令を受けた事業者が正当な理由なく命令に従わないとき、公表について定めたものです。

第25条は、公表した内容を国及び県に報告することができることを定めるものです。

第26条は、事業者が所在不明になった場合又はその組織を解散した場合において、土地所有者等と事業者が異なる場合に限り、当該土地所有者を事業者とみなして各規定が適用することを定めるものです。

第27条は、この条例の施行に関し必要な事項は町長の規則に委任することを定めるものです。

附則第1項は、この条例の施行日を令和8年1月1日と定めるものです。

附則第2項、第3項は経過措置を定めたものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 3点ほど説明をいただきたいんですけども、全員協議会の中でも説明をいただきましたので、そのときに質問した内容を改めて確認をしたいと思うんですが、まず18ページ、これが2条の（2）になりますけれども、そちらで太陽光発電設備の事業規模10キロワット以上ということで記載をされております。

この条例が適用を受ける事業者ということだと思っておりますけれども、これについて、例えば家庭用に電気を使うんだ、そのうち半分は家庭用で半分は売電なんだ、そういった方もいらっしゃるのかなと思います。また、建物の上に、屋根に設置をされている太陽光、あと庭に設置をされている太陽光、2か所に設置されている方もいらっしゃると思います。また、売電目的で複数箇所あると思っておりますけれども、その10キロワットとみなす要件といいますかね、そういったものがどんなものかということが1点。

それと、20ページですね、第9条、説明会の実施のところですけども、その第3項になりますかね。事業者は、説明会の実施後において、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で十分な話合いの機会を設けなければならないとされております。これを実施しなかった場合には、この条例の要件を満たさないということで、一つは抵触をするということで許可ができないのかなと考えているんですけども、それについてお聞かせをいただきたいのと、あともう1点ですね。

25ページになります。第23条、許可の取消しということになります。それぞれ第1号から第7号まで記載をされておりますけれども、これ、許可ということで町長が認めた、建設することを許可をしたよという、それを取り消す場合の要件だと思いますけれども、建設後、設置後、こういった事例が発生をして取り消すとなった場合があるのか。その場合の措置、先ほど勧告、命令等もありましたけれども、その設備について、撤去しなければならないことになるのか、その辺ちょっと解釈の仕方を教えていただきたいんですけども、以上です。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 3点ということで、まず10キロワット以上のお話ということで、基本的には10キロワット以上の設備として設置する場合、この使う用途はあるんでしょ

うけれども、基本的にはその設備を設置する場合は、許可対象というふうになります。それが内容的に、その下にもあるんですけれども、合算規定がありますけれども、この合算規定というのは、ちょっと言い方は悪いんですけれども、許可逃れをするために、例えばあえて分割しているとか、そういった場合については、これも一緒として見ますよといった考え方で解釈でいこうということだと思います。

2つ目の説明会の実施を再度求められて行わないと、これは明らかに条例の中ではもう指導勧告対象というふうになりますので、実施してくださいと。でなければ先に進めませんよといったことをご指導していくつもりでございます。

3点目の取消し事案の内容なんですけれども、これ、取消しの事案の内容によってだと思えます。全く許可を受けずに設置してしまっていると、もうこれはもう例外ですよ。ですので、もうこれ、撤去命令に値するのかなというふうに思います。段階を踏んで、相手と交渉していく、協議していく中で、最終的には最悪、撤去もあり得るのかなというふうには考えておるところです。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 私からは2点お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 久保初江君に申し上げます。1問ずつお願いします。

○10番（久保初江君） はい、じゃ、1問。19ページの7条のところで、町長は、太陽光発電の設置が望ましくない区域を指定するものとするという項目がありますが、施行されるのが来年、令和8年1月1日からということなのですが、もう既にこの望ましくない区域というのが決まっているのかどうかということと、あと、例えばですけれども、自分の家から見ている景観がとても気に入ってこの家に住んでいるという方もいらっしゃると思うんですけれども、町民からのここには設置をしてほしくないという希望というか、そういうのを受け入れることもできるのかどうかというのを1つお伺いしたいです。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） ただいま望ましくない区域ということで、設置規制区域のご質問だったと思います。規制区域については規則で定めるものとして、せんだって全員協議会で配らせていただいた表がそうなんですけれども、実はそこで今検討しているところでございます。

あと、見た目というところで加えてもらいたいというのは、これはもう本当に景観というのが一番この条例をつくる上で難しいところだったんですけれども、基本的には区域として設定しているもの、設置しているものを規則としてももちろん載せるんですけれども、そういったものがないところは、ちょっと難しいのかなというふうに思っています。

条例を運営していく中で、今後新たな問題が起きて、そういう区域を設定していく必要があれば、それは十分検討した中で加えていくことは可能かなというふうに考えてはいます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えありがとうございました。

もう1点は、ページ数は先ほどの志関議員の10キロワット以上の18ページのところに少しかかってくるのかと思うんですけれども、例えばですけれども、私が太陽光パネルを設置するのは、家庭ではもちろん自分たちで発電するというので推奨していきたいと思っているんですけれども、例えば今ここにすごく太陽が当たっていて、こういった施設が全て太陽光パネルで賄えたらいいなと。小学校とか、役場とか、とても日当たりがいいところに設置されていることが多いので、そういう施設には私は太陽光パネルを使って電気を循環していくシステムをつくるのがいいなと思っているんですけれども、これも一つの事業者としてみなされるのかどうか。もし例えば小学校に設置する、保育園に設置するという場合、その場合も同じようにこの条例が施行されなくてはいけないのか、その辺をお伺いしたいです。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） これ、10キロワット以上で、単純に設置する場所によって、今の話が例えば学校の屋上とか、そういったものの場合ですと、2条の第1項に規定しています建築物等に附属されて設置されているものを除くというふうになりますので、設置する場所によってはなってくると思います。例えばそれが全く平建ての場所になってしまうと、これは事業者になってしまいますので、まずは対象というふうになってしまいますので、その辺は建物の上につけるのか、そうじゃないのかと、そういったところでご判断いただければというふうに思います。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第4、議案第63号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(浅野健二君) それでは、議案書27ページをお開きください。

議案第63号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由を説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行され、児童虐待への対応強化として、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されました。これに対応するため、関係する3つの条例について改正を行う必要が生じました。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和7年9月16日に施行され、母子保健法に基づく乳幼児健診も健康診断の対象に加えられ、既に受診した健診結果を活用できることとされました。このことから、関係する1つの条例についても改正を行う必要が生じました。

以上から、本議案はこれらの改正に対応するための整備条例として提案させていただくものです。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読は一部割愛し、改正の概要の

みを説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

初めに、本条例で共通して行う改正について説明いたします。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これらの条例では、引用条文として「第33条の10各号」としている箇所について、条文構造の変更に合わせて、「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

第1条、大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

1点目として、条文中、略称規定が3回以上用いられていることから、「この号及び次号において」という文言を削除し、表現を整理するものです。

2点目として、先ほど申し上げた共通改正により、虐待等の禁止に関する規定の引用を整理するため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

次に、第2条、大多喜町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

1点目として、共通改正として、虐待等の禁止に関する規定の引用を整理するため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

2点目として、28ページをお開きください。

第2項では、乳幼児に対する健康診査を追加する改正を行うものです。これは母子保健法に基づく乳幼児健診が健康診断の対象に加えられ、既に受診した健診結果を活用できることとなったことから、事業運営の合理化を図るための改正であります。

次に、第3条、大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。こちらは共通改正のみであり、虐待等の禁止に関する規定の引用を整理するため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

最後に、附則であります。本条例の施行期日は、公布の日から施行するものとしております。

以上で議案第63号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第5、議案第64号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、議案つづり29ページをお開きください。

議案第64号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等に関する協議について。

本文説明の前に、提案理由を説明させていただきます。

本協議につきましては、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することと、本一部事務組合が共同処理する事務のうち、職員採用試験の合同実施に関する事務につきまして、各市町村等が直接民間に委託することなど、他の手法により試験が可能となっ

たことから、令和8年3月31日をもって当該事務を廃止することに伴い、共同処理する事務の内容から除くため、本組合理約の改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等に関する協議について。

令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合理約を次のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約。

本組合理約の一部を次のように改正する。

以下、要点のみの説明とさせていただきます。

第3条第1項第14号を改めるものは、職員採用試験の合同実施を削除するものでございます。

別表第1の改正は、本組合を組織している全ての団体を規定しているため、構成団体から三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を削るものでございます。

次の30ページ別表第2の改正につきましては、共同処理する事務をそれぞれ定めているもので、該当する事務の共同処理団体から三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を削るもの及び職員採用試験の合同実施の共同処理する事務の項を削るものでございます。

最後に附則でございますが、この規約は令和8年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は11時5分から再開します。

(午前10時55分)

○議長(渡辺善男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第6、議案第65号 大多喜町第4次総合計画の前期基本計画を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。なお、着座にての説明を許します。

企画課長。

○企画課長(米本敏克君) それでは、議長より着座にて説明お許しいただきましたので、説明のほうを始めさせていただきたいと思います。

議案第65号の説明をさせていただきます。

大多喜町議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、大多喜町第4次総合計画の前期基本計画を別冊のとおり定める。

別冊の前期基本計画の説明に入ります前に、これまでの経緯について説明させていただきます。

第4次総合計画の前期基本計画につきましては、本年9月会議にて可決いただいた基本構想に基づき計画案を策定しております。計画案の策定に当たっては、総合開発審議会において審議いただいた上、本年9月24日から一月、パブリックコメントにより広く意見募集しましたが、提出された意見はございませんでした。さらに、10月22日開催の議会全員協議会において、議員の皆様よりご意見、ご提言を賜り、11月7日、原案を総合開発審議会に諮り、11月12日付、審議結果を答申いただき、最終案とさせていただきます。

それでは、別冊の前期基本計画について、一部割愛し説明させていただきます。

冊子2ページをお開きください。

1、前期基本計画の概要。

まず、1の基本計画の目的として、基本計画は、基本構想に掲げる将来像、みんなでつくる持続可能な住みやすいまち大多喜を実現するため、基本構想に示された分野ごとの基本目標の達成に向け、取り組むべき具体的な施策を定め、また、それらを推進するための指針となります。

2、計画期間。

基本構想は、令和8年度から令和17年度の10年、基本計画は前期5年、後期5年とし、さらに実施計画を3年ごととします。

次のページ、2、前期基本計画の推進に当たっては、1、計画の周知に努め、2、成果指標の設定及び計画の進捗管理については6つの基本目標における施策項目ごとに効果検証のための成果目標を設定し、また、PDCAサイクルにより計画の進捗管理をすることとします。

4ページをお願いします。

3、未来づくり重点プロジェクトについて記載しております。

町の将来像の実現に向け、前期基本計画の6つの基本目標の枠組みを越えて、総合的かつ横断的に本町の課題解決に取り組むための重点プロジェクトを3つに整理し、それぞれ本計画を先導するものと位置づけ、分野横断的かつ重点的に取り組むこととします。

1つ目が移住定住促進プロジェクト、2つ目がこどもまんなかプロジェクト、3つ目が健康長寿プロジェクトです。

まず、5ページです。

1、移住定住促進プロジェクトでは、人口の流出抑制と移住促進、さらに、関係人口、交流人口の創出を目的に、移住定住促進、住宅施策、産業の振興、観光交流の振興、4つの分

野において記載のとおり取組を進めていきます。

次のページをお願いします。

2、こどもまんなかプロジェクトでは、若者や子育て世代が住み続けたい、住んでみたいと思える町の実現を目的に、結婚、子供・子育て支援、教育の各分野に記載の取組を進めていきます。

7ページです。

3、健康長寿プロジェクトでは、全ての世代が健やかに笑顔で暮らせる地域社会の実現を目的に、健康医療、生きがいつくり、高齢者向けサービスの充実の各分野に記載の取組を進めてまいります。

9ページをお願いします。

4、分野別施策、ここから基本構想で設定した6つの基本目標について、それぞれ目標を構成する施策項目ごとに、具体的施策と成果目標を位置づけています。

11ページをお願いします。

基本目標Ⅰ、地域自治・行政経営の分野は、多様性を認め合い自分らしく暮らせるまちづくりです。

12ページをお願いします。

1-1、住民参加、協働、コミュニティでは、次のページです。施策の体系を1、まちづくりへの参加意識の醸成、2、行政と住民の協働の推進、3、コミュニティ意識の啓発、4、コミュニティ活動基盤の整備とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページです。成果指標は、まちづくり講習会の年間開催回数です。

15ページ、1-2、共生社会では、次のページです。施策の体系を1、男女共同参画社会に向けた意識改革、機運醸成、2、男女がともに働きやすい環境づくりの推進、3、ワーク・ライフ・バランスの啓発、4、男女共同参画計画の推進、5、国際交流の促進、6、多文化共生社会の推進とし、以下それぞれ記載の施策内容となります。

18ページをお願いします。

1-3、広報PRでは、次のページ、施策の体系を、1、広報活動の充実、2、広聴活動の充実、3、シティプロモーションの推進とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページです。成果指標は、ホームページアクセスユーザー数、おおたき通信登録者数、地域間交流イベント等への参加件数とします。

21ページです。

1-4、行財政運営では、次のページです。施策の体系を1、計画的・効果的な行政運営の推進、2、効率的な組織運営の推進、3、行政の情報化の推進、4、持続可能な財政運営の確立、5、健全な財政基盤の確保、6、未利用町有財産の活用、7、情報通信網を利用した地域情報化の推進とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、24ページをお願いします。成果指標は、経常収支比率、実質公債費比率、町税収納率現年分とします。

25ページです。1-5、広域連携では、施策の体系を1、広域圏行政の推進、国・県との連携強化とし、次のページをお願いします。以下、それぞれ記載の施策内容となります。

続いて、27ページです。

基本目標Ⅱ、産業・経済の分野は、産業活力にあふれたまちづくりです。

28ページをお願いします。

2-1、農林業では、30ページをお願いします。施策の体系を1、農業生産基盤の維持管理、2、農業後継者等の確保育成、生産者組織の育成及び法人等の参入支援、3、生産性の向上推進、4、地域特産物の開発育成及び流通体制の充実と消費の拡大、5、有害鳥獣等への対策の強化、6、計画的な森林の整備や保護と综合利用、7、特用林産物等の生産振興とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、32ページをお願いします。成果目標は、認定農業者数、有害鳥獣捕獲従事者数とします。

33ページです。

2-2、商工業雇用では、次のページです。施策の体系を、1、消費者の利便性向上及び商業経営の維持改善、2、中小企業等の事業者支援、3、企業の体質強化、4、企業の誘致、5、産業開発の支援、6、雇用の確保と地元就職の促進、7、外国人就労者の受入れの推進とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、36ページをお願いします。成果指標は、電子地域通貨加盟店数、年間商品販売額、卸売業・小売業集計、企業事業所数製造業、企業従事者数製造業とします。

38ページをお願いします。

2-3、観光では、次のページです。施策の体系を1、観光レクリエーションの推進、2、観光施設の整備、3、観光PR活動の強化、4、観光関係団体の支援連携、5、広域観光体制の充実、6、特色ある親水空間の整備、7、魅力的な景観の形成とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、41ページをお願いします。成果目標は、観光入り込み客数とします。

続いて、43ページです。

基本目標Ⅲ、生活基盤の分野は、暮らしの質を高めるまちづくりです。

44ページをお願いします。

3-1、土地利用では、施策の体系を1、有効な土地利用への誘導、2、地籍調査の推進とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページ、成果指標は地籍現地調査済み面積とします。

46ページをお願いします。

3-2、住宅・宅地では、次のページ、施策の体系を1、住宅建設、リフォームに関する支援制度の利用促進、2、住環境拡充の推進、3、町営住宅の整備、4、空き家・空き地を活用した移住促進とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページです。成果指標は、定住化対策、住宅助成金、基本補助の年間利用件数、住宅リフォーム奨励金の年間利用件数、空き家・空き地バンクの年間成約件数とします。

49ページです。

3-3、公共交通では、施策の体系を1、町内総合交通体系の整備、2、公共交通機関の維持確保、3、高速バスの利便性の向上とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、51ページをお願いします。成果指標は、デマンド型乗合交通延べ利用者数、高速バス・町内バス停年間利用者数です。

52ページをお願いします。

3-4、道路では、次のページ、施策の体系を1、国・県道の整備促進、道路整備計画の推進、3、重要構造物の適切な維持管理、4、地域住民との協働による維持管理とし、以下、それぞれ記載の施策内容となります。

54ページをお願いします。

3-5、消防防災では、56ページをお願いします。施策の体系を1、常備消防、救急体制の適切な維持運営、2、消防団機能の確保、3、地域防災力の向上、4、防災行政無線の維持管理、5、土砂災害危険箇所対策の推進とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページ、成果指標は、消防団員定数充足率、自主防災組織の組織率、町内防災無線の戸別受信機世帯設置割合とします。

58ページをお願いします。

3-6、交通安全・生活安全では、次のページ、施策の体系を1、交通安全意識の啓発、2、交通安全施設の整備、3、防犯対策の推進、4、消費者教育・啓発の推進、5、消費者相談体制の充実とし、以下、それぞれ記載の施策内容とし、61ページをお願いします。成果指標は、交通事故発生件数、犯罪発生件数、特殊詐欺電話対応電話機補助件数とします。

続いて、63ページをお願いします。

基本目標Ⅳ、生活環境の分野は、自然環境と調和したまちづくりです。

64ページをお願いします。

4-1、環境保全では、次のページ、施策の体系を1、脱炭素社会の推進、2、環境美化の推進、3、地球環境の保全とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、66ページをお願いします。成果指標は、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の年間利用件数、ごみゼロ運動参加団体数、ポイ捨てごみ回収量とします。

67ページ、4-2、環境衛生では、69ページをお願いします。施策の体系を1、ごみの発生抑制、再生利用の意識の高揚、2、ごみ収集処理体制の整備と分別の徹底、3、災害ごみの仮置場の確保、4、水道水の安定供給、5、上水道未普及地域への支援、6、し尿収集処理体制の充実、7、合併処理浄化槽の設置促進及び適切な管理指導、8、斎場の適正管理とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、71ページをお願いします。成果指標は、一般廃棄物排出量、ごみ資源化率（焼却灰を除く）、汚水処理人口比率とします。

続いて、73ページをお願いします。

基本目標Ⅴ、教育・文化の分野は、人を育み若者を育てるまちづくりです。

74ページをお願いします。

5-1、子供教育では、76ページをお願いします。施策の体系を1、学校教育における確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、2、時代に合った教育環境の整備、3、学校危機管理体制、組織運営の充実、4、地域の施設、人材の積極的な活用、5、不登校児童生徒への支援、6、学校関係施設の充実、7、学校給食の充実、8、県立高校の魅力アップへの支援、9、大学など教育機関との連携とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、80ページをお願いします。成果指標は、中3生徒における英検3級程度の英語力保有率、学校評価アンケートの満足度児童生徒、学校評価アンケートの満足度保護者とします。

81ページ、5-2、生涯学習では、次のページをお願いします。施策の体系を1、学習機会の提供、2、生涯学習活動の活性化に向けた情報の提供、3、活動団体の支援充実、4、子供の読書活動の推進、5、図書館の機能強化、6、生涯学習施設の整備充実とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページ、成果指標は、公民館延べ利用者数、図書館本貸出し冊数とします。

84ページをお願いします。

5-3、芸術文化では、次のページ、施策の体系を1、学習グループ、団体活動への支援

充実、2、文化資産の保護活用とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、成果指標は文化団体数とします。

86ページをお願いします。

5-4、スポーツでは、施策の体系を1、指導者の育成と各種団体との連携強化によるスポーツの振興、2、スポーツ活動の場の充実、3、アーバンスポーツの推進とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページ、成果指標はスポーツ施設延べ利用者数とします。

続いて、89ページをお願いします。

基本目標VI、健康・福祉の分野は、子育てしやすく健康で人にやさしいまちづくりです。

90ページをお願いします。

6-1、結婚・子供・子育て支援では、92ページをお願いします。施策の体系を1、結婚促進のための支援施策の推進、2、こどもまんなか社会の形成、3、保育サービスの充実、4、特色ある保育の実施、5、子育て家庭の負担軽減、6、子育て支援環境の整備とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、95ページをお願いします。成果指標は、婚活イベント開催数、新生児訪問の実施率、1歳6か月児健診受診率、3歳児健診受診率、子育て支援センターの年間延べ利用者数とします。

96ページをお願いします。

6-2、健康医療では、次のページ、施策の体系を1、ライフステージに応じた健康意識の向上と健康行動の推進、2、住民との協働による住民主体の健康づくり活動の推進、3、医療体制の維持、4、感染症予防の推進とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページをお願いします。成果指標は、がん検診の受診率、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率とします。

99ページ、6-3、高齢者福祉では、次のページ、施策の体系を1、高齢者向けサービスの充実、2、サービスを提供する人材の確保、3、高齢者の健康寿命の延伸、4、家族介護者等への支援とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、102ページをお願いします。成果指標は、自立している高齢者の割合、介護予防教室・認知症予防教室参加者数、65歳平均自立期間とします。

103ページ、6-4、地域福祉では、次のページ、施策の体系を1、地域福祉活動推進のための連携協力体制の強化、2、助け合いの精神にあふれた人づくりとし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページ、成果指標は、ボランティア連絡協議会会員数とします。

106ページをお願いします。

6-5、障害者福祉では、次のページ、施策の体系を1、地域生活への移行支援の充実、2、啓発、権利擁護の推進、3、子供への支援体制の充実、4、就労支援の強化、5、安全・安心な暮らしの確保、6、生活の質の向上支援とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページをお願いします。成果指標は、障害者福祉サービス延べ利用者数とします。

109ページ、6-6、社会保障では、次のページをお願いします。施策の体系を1、低所得者福祉の充実、2、国民健康保険の充実、3、国民年金制度啓発活動の充実とし、以下、それぞれ記載の施策内容で、次のページ、成果指標は、国民健康保険税収納率現年分、国民健康保険被保険者1人当たり医療費とします。

以上、第4次総合計画前期基本計画の説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本案については、過日の議会議員全員協議会においても、議員各位より多くの意見、質疑等されております。また、原案は一般住民等で組織する大多喜町総合開発審議会にて調査、審議して町長に答申しているところでございます。それらを勘案し、これまでの質疑等と重複することのないよう、また、質疑の際は必ずページ数をお示しいただくようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第7、議案第66号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、財政課から説明させていただきます。

議案つづりの33ページをお開きください。

本文の説明の前に提案理由を説明させていただきます。

令和7年第1回議会定例会7月会議において議決いただきました旧上瀑小学校キュービクル設置工事の契約金額に変更が生じることから、工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更理由は、キュービクル本体とハンドホール及び高圧配管の設置に伴う土工事において掘削の結果、埋め戻しと発生土の処理において、設計値との差異が生じたことから増額するものでございます。

具体的には、掘削時に発生する発生土の大半が粘土質であったことから、埋め戻しに適さない状況であったことから、埋め戻しに必要な山砂の購入と発生土を搬出するための費用を増額するものでございます。なお、契約の相手方、工期の変更はございません。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

工事請負契約の変更について。

令和7年7月25日に請負契約を締結した旧上瀑小学校キュービクル設置工事の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名。

旧上瀑小学校キュービクル設置工事。

2、契約金額。

変更前、4,994万円。変更後、5,199万400円。

3、契約の相手方。

千葉県鴨川市天津1087番地、株式会社鎌田電機、代表取締役、鎌田浩茂。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第8、議案第67号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。なお、着座にての説明を許します。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、お許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

35ページをお開きください。

令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億48万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,053万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表 継続費補正から説明させていただきますので、2枚めくって39ページをお開きください。

第2表 継続費補正変更は、表内の事業について、2か年の事業年度を1年延長しようとするものでございます。

款9教育費、項5保健体育費、事業名、アーバンスポーツ施設整備運営事業、この事業は、パンプトラック設置工事を令和6年度、令和7年度の2か年で整備しようとしたものですが、当初想定していた施工方法では執行が難しいことから、整備方針を見直したところ、年度内の完了が見込まれないため、継続費の事業年度を令和8年度まで1年延長しようとするものでございます。なお、総額は変わらず、令和7年度の年割額8,832万円を、令和7年度1,161万6,000円、令和8年度7,670万4,000円に変更するものでございます。

第3表 繰越明許費は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道維持管理事業1億588万6,000円は、町道旧千葉勝浦線及び町道久半谷線の排水整備工事と町道葛藤筒森線の向山トンネル修繕工事でございます。

款8消防費、項1消防費、事業名、地域防災対策事業396万円は、Jアラート受信機の更新でございます。

以上、合計1億984万6,000円2事業を、年度内の完了が困難なため、繰越明許費を設定するものでございます。

第4表 地方債補正変更。

表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。上から、道路整備事業債は限度額を5,580万円から1億5,380万円に、9,800万円増額するも

ので、繰越明許費で説明させていただいた町道葛藤筒森線向山トンネル修繕工事と町道会所弓木線の道路改良工事に充当するものでございます。

次の消防施設整備事業債は、限度額を1億4,640万円から1億1,690万円に、2,950万円減額するもので、防災行政無線の更新に伴い連携させる、おおたき通信及び町ホームページのシステム改修委託料とJアラートの受信機更新への充当分が増額となりますが、防災行政無線更新工事及び消防車両更新の見送り等による不用分が減額となることから、全体額として減額するものでございます。

次の社会体育施設整備事業債は、限度額9,670万円を2,750万円に、6,920万円減額するもので、継続費補正でも説明させていただいたパンプトラック整備工事の整備方針見直しに伴い、令和7年度の事業費を減額することから、翌年度実施分について減額するものでございます。

それでは次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、42、43ページをお開きください。

2、歳入。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,237万5,000円の減額補正は、地域おこし協力隊事業の委託型任用実績に伴う特別交付税の減額でございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目6農林水産業費負担金15万円の増額補正は、9月補正で予算措置しました土地改良関係団体事業、下大多喜田代の農道修繕工事に対する地元負担金でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金110万円の増額補正は、障害者福祉事業、自立支援医療費に対する負担金でございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金26万6,000円の増額補正は、節区分欄上から、障害者福祉事業、地域生活支援事業委託、次に、こども家庭センター運営事業、産後ケア委託、障害者福祉事業、医療的ケア児コーディネーター派遣、保育園管理運営事業、管外保育委託に対する補助金でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金55万円の増額補正は、民生費国庫負担金と同じ事業に対する負担金でございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金28万3,000円の増額補正は、民生費国庫補助金と同じ事業に対する補助金のほか、節区分欄、障害者グループホーム運営費等補助金は、障害者福祉事業のグループホーム運営費補助に対する補助金、放課後児童クラブ性被害防止対策設備

等支援事業費補助金は、児童クラブ運営事業で室内にカーテンを増設する費用に対する補助金でございます。

次のページをお開きください。

目9農林水産施設災害復旧費補助金434万2,000円の増額補正は、農地災害復旧工事に対する補助金でございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金8万6,000円の増額補正は、道路整備推進基金の預金利子でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金2,100万円の増額補正は、ふるさと納税見込額の増によるものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと基金繰入金2,202万3,000円の増額補正は、寄附見込額の増額に伴う、ふるさと納税事業経費と地域通貨事業への財源として繰り入れるものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金6,082万4,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入1億293万5,000円の増額補正は、地域通貨チャージ元金分の増額、後期高齢者の人間ドック受診見込み者の増に伴う助成金、返還金2件は令和6年度実績に伴う返還金、千代田健康開発事業団体助成金は、地域保健において成果を上げた活動に対する助成金でございます。

款22町債、項1町債、目5土木債、目6消防債、目7教育債の補正は、第4表 地方債補正の説明と重複しますので、省略させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費246万2,000円の増額補正は、企画及び財政関係職員の時間外勤務手当と一般事務費、総務管理費は人事給与システム改修委託料でございます。

目2文書広報費62万7,000円の増額補正は、防災行政無線更新に伴い連携させる町ホームページのシステム改修に係る委託料及びシステム使用料でございます。

目4会計管理費52万7,000円の増額補正は、会計年度任用職員の人件費の増でございます。

目5財産管理費910万1,000円の増額補正、説明欄、公有財産管理事業は、旧上瀑小学校及

び上瀑ふれあいセンターの屋内消火栓の更新工事、庁舎管理費、需用費は、庁舎光熱水費と庁舎設備の修繕料でございます。

目6 企画費 1億3,064万8,000円の増額補正、説明欄、地域おこし協力隊事業は、委託型任用実績に伴う減額、ふるさと納税事業及びふるさと基金積立て事業は、寄附見込額の増加に伴う経費の増額、地域通貨事業は、物価高騰対策及び経済対策として、当初予算と9月補正に、さらに1億円を追加することに係る経費の増額でございます。

目8 諸費51万1,000円の増額補正は、説明欄記載の各事業の令和6年度実績による国庫支出金の返還金でございます。

次のページをお開きください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費308万9,000円の増額補正、説明欄、社会福祉事務費は、会計年度任用職員の旅費、障害者福祉事業は、外出支援サービス委託料のほか、実績見込みによる増額、少子化対策事業報償費は、出産祝い金の増額でございます。

目6 後期高齢者医療費32万1,000円の増額補正、補助金は人間ドック受診者の実績見込みに伴う増額でございます。

項2 児童福祉費、目4 児童福祉施設費252万円の増額補正、説明欄、保育園管理運営事業は、会計年度任用職員の任用変更に伴う人件費の調整、需用費は、公用車燃料費、みつば保育園厨房設備とつぐみの森保育園の街灯の修繕料、役務費は、調理員の追加による細菌検査手数料、備品購入費は、みつば保育園の厨房の消毒保管庫1台の更新でございます。児童クラブ運営事業は、クラブ外活動時の車両借上料と室内カーテン増設に伴う工事費でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費20万円の増額補正は、運動事業用消耗品と地区巡回保健活動用備品の購入でございます。

目3 保健衛生費21万2,000円の増額補正は、次のページをお開きください。環境関係職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員の時間外勤務手当でございます。

目4 母子保健事業費38万1,000円の増額補正は、宿泊型産後ケア事業委託料及び不妊治療費助成でございます。

目6 地域し尿処理施設管理費149万6,000円の増額補正は、船子城見ヶ丘団地コミュニティ・プラントの電気使用料とポンプ交換工事及び前年度実績による基金への積立てでございます。

款4 衛生費、項2 清掃費、目1 清掃総務費5万円の増額補正は、環境センター会計年度任

用職員の旅費の増額、目2 塵芥処理費50万9,000円の増額補正は、リチウムイオン電池処分方法の周知用チラシ印刷と環境センター車両の修繕料でございます。

項3 上水道費、目1 上水道運営費71万5,000円の増額補正は、伊藤浄水場送水ポンプ更新工事でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目5 農地費379万5,000円の増額補正は、上原中里ため池廃止工事に伴う設計業務委託料でございます。

目6 農業施設費170万8,000円の増額補正は、基幹集落センター2階和室と都市交流センター調理室空調更新工事でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費42万8,000円の増額補正は、商工関係職員の時間外勤務手当でございます。

次のページをお開きください。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費84万3,000円の増額補正は、会計年度任用職員人件費と、需用費は道路トンネル照明の電気使用料の増額、積立金は道路整備基金への積立金の増額でございます。

目4 道の駅管理費6万5,000円の増額補正は、道の駅の水道使用料の増額でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費1億1,129万円の増額補正、需用費はエンジンカッターや刈り払い機などの消耗品、車両燃料費と修繕料は、車両及び建設機械の修繕、工事請負費は、繰越明許費でも説明しました町道千葉勝浦線及び町道久半谷線の排水整備工事と町道葛藤筒森線の向山トンネル修繕工事でございます。研修会等参加負担金は、チェーンソー特別教育、刈り払い機安全衛生教育等の研修費でございます。

目2 道路新設改良費300万円の増額補正は、町道会所弓木線の改良工事でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費652万円の減額補正、説明欄、消防用施設整備事業は、消防団査察時に要望のありました、町所有の消防詰所、防火水槽フェンス等の修繕料等、地元所有の消防詰所改修工事に伴う補助金及び消火栓の工事負担金でございます。消防機械器具整備事業は、同じく消防団査察時に要望のありました、消防設備の購入及び修繕料でございます。

なお、全体額が減額となった要因である備品購入費でございますけれども、当初予定しておりました車両の生産休止に伴いまして、小型動力ポンプの更新に見直したことによる減額でございます。

目4 災害対策費1,406万6,000円の減額補正、説明欄、地域防災対策事業は、次のページを

お開きください。防災行政無線とおおたき通信を連携させるためのシステム改修委託料やJアラート受信機購入で増額となりますが、多目的庁舎の事業計画見直しにより、移設工事費等も先送りされたため、全体額として減額するものでございます。防災無線維持管理費は防災行政無線、移動系の携帯局のバッテリー交換でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費35万8,000円の増額補正は、小中学校の校外学習で使用するバス借上料でございます。

項4社会教育費、目3図書館費199万8,000円の増額補正は、館内照明のLED化に伴う備品購入費でございます。

目4文化財保護費21万6,000円の増額補正は、大多喜城分館内の町所蔵品の保管用収納箱の購入でございます。

項5保健体育費、目2体育施設費7,556万9,000円の減額補正、説明欄、海洋センター管理運営事業は、プール循環配管漏水修理、海洋センター屋外施設管理運営事業は、多目的広場、野球場ほか、屋外スポーツ施設敷地の分筆登記に係る委託料、アーバンスポーツ施設整備運営事業は、パンプトラック整備工事の整備方針見直しに伴い減額するものでございます。

目3学校給食費1,176万5,000円の増額補正、説明欄、学校給食センター関係職員人件費は、職員の時間外勤務手当、学校給食センター管理運営事業は、需用費は、調理用衛生消耗品、光熱水費、排水処理施設放流ポンプの交換、調理場内の給湯配管漏水修理、賄い材料費は、給食用材料費、役務費は、ストレージタンク性能検査手数料、工事請負費は、ストレージタンク検査準備工事でございます。

次のページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費470万3,000円の増額補正は、農地災害復旧工事の増額でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金287万1,000円の減額補正、目2利子597万2,000円の増額補正は、臨時財政対策債の利率見直しと、当初予算編成時に借入れしたことによる利子の増額でございます。

以上で議案第67号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後1時から会議を再開します。

(午前 11時59分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（渡辺善男君） 質疑に入る前に、議案第60号の8番山口定夫君の質疑に対し、補足答弁があります。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 先ほどの山口議員の質問に対してお答えいたします。

業務の実施状況の把握については、毎月提出される業務報告書により定期モニタリングを行い、管理業務の実施状況に関する事項、自主事業の実施状況に関する事項、管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項、料金収入の実績及び管理経費などの収支状況、利用者からの苦情とその対応状況、施設整備の維持管理状況を確認しております。さらに、年度末に提出される事業報告書を基に審査を行い、全てが適正で良好であると評価されております。

また、指定管理者選定審議会において、今までの指定管理状況を報告し、指定管理候補者として承認を得ております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） これで補足答弁を終わります。

これから議案第67号の質疑を行います。なお、質疑はページ数をお示しいただいた上でお願いいたします。

質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ページ数が53ページの款7 土木費の中の節10修繕費の508万8,000円ですか。これは、ユニックのエンジンが使えなくなったということで載せ替えということですよ。

それで、この修理費というのは、多分車はリースで借りているんじゃないかと思うんですが、リースじゃない。購入しているのか。原因は、普通にエンジンが駄目になるということ、やっぱりオイルとか、そういうものが原因していると思うんですが、その辺は通常に使って駄目だったのかどうか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） クレーン付きの3トンダンプなんですけど、長年のエンジンの振動などの影響によって、エンジン内部のクランクプーリーという部品が、クランクシャフトという軸の部分を削ってしまって、その摩耗からプーリーが空転をしてしまって、オーバーヒートをしてしまったという状況になっています。

それで、いつも補修をお願いしています修理工場に確認してもらったところ、これは部品の交換では対応はできないため、新車等の新しい車両の購入か、あるいはエンジンの載せ替え、リビルトエンジンというんですけども、その載せ替えの選択肢がありまして、いろんなことを勘案して、エンジンの載せ替えのほうがいいだろうということで、今回はエンジン載せ替えの費用を計上させていただいております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ページ53ページです。消防関係のところなんですけれども、消防機械器具整備事業の中で、車両の更新見送りという説明を受けましたけれども、使用する車両はもう生産中止になっているんだと、そういう説明だったわけなんですけれども、まず、この消防車両等の更新について、この予算を執行しなかった場合、これに対しての交付金等はあるのかな、どうかな。その辺は不明なんですけれども、以前ですと石油貯蔵基地交付金というのは大多喜町にも出て、それが消防車両の更新に使用されていたという経緯がありますので、それを確かめたいことが一つと、また次年度、新しく更新する必要があるということでしょうから、今後そういった計画はあるのかということを確認したいと思います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） まず1点目の石油貯蔵施設等、石交と呼ばれる交付金でございますが、本年度は森宮地先防火水槽を工事予定させていただいたものですので、そちらに充当財源として充てさせていただいております。

次年度以降、その石交の充当先等の関係でございますが、車両については中止というところではなくて、休止という判断になっております。そのようなところで、当然議員さんもお存じのとおり、計画的な車両更新をやって、今まで定期的に更新をしていたわけでございますが、このような形で、メーカー側がいつ生産を再開するという見通しが全く見当がつかないところがございます。

そのようなことがありますし、毎年石交を400万先頂いているんでございますが、充当財

源につきましては、消防車両だけに充当するわけでもございませんので、その他の消防施設更新とか、先ほど本年度のような形のものの充当先をしっかりと見極めながら、充当計画は立てさせていただきたいと思えます。

また、車両の更新につきましては、生産が再開する見込みがある場合に、当然のように更新という形も考えるんですが、車両も実際、距離がそれほど進んでいるわけではございません。そのような形で、ポンプのほうのリフレッシュを加えたり、また、今生産中止になっているのがダブルキャブとあって、可搬積載車の6人乗りというやつでございます。その更新時に、今、軽の可搬積載車であれば更新が可能ということでございますので、そこら辺の各分団のニーズ等も伺いながら、計画的な更新をまた模索させていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 47ページです。企画費の中の地域おこし協力隊事業費、事業なんですが、委託料が1,200万マイナスになっているんですけども、これはどのような理由でマイナスになっているか教えていただきたいと思えます。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 地域おこし協力隊の委託料の減額でございますが、今回は地域おこし協力隊の中でも、受入れ団体委託型というところで、公募によって委託事業者を選定して、その事業者が隊員を募集して、その事業者で雇用するというような形のものになっておりますが、予算上では、当初3者7名分予定しておったんですが、3名ほど雇用に至らなかったということで、その委託料のほうを1,200万円ほど減額させていただきました。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ページ数49ページの障害者福祉事業の19番の自立支援医療給付費で220万とあるんですけども、自立支援医療給付というのは具体的にどのようなことなのか教えていただきたいです。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） その名のとおりなんですけれども、障害がある方もちょっと

の例えば支援等で、通常の生活とまではいきませんが、それら、通常の生活ができるだけしやすいように、いろいろな制度を使って支援をしていくという制度になります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日5日から会期末の令和8年1月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から会期末の令和8年1月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 1時11分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 加 々 美 昌 美

署 名 議 員 吉 野 一 男